

目 次

◎第2回臨時会

○5月2日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	会期決定の件	4
日程第3	議案第40号から議案第50号までの11議案及び報告第2号一括議題	5
日程第4	質疑・討論・採決	11
日程第5	議会広報編集特別委員会の報告	17
追加日程第1	議長辞職の件	18
追加日程第2	議長選挙	19
追加日程第3	副議長辞職の件	21
追加日程第4	副議長選挙	22
日程第6	常任委員会委員の選任	24
日程第7	議会運営委員会委員の選任	26
追加日程第5	議会広報編集特別委員会の設置について	27
追加日程第6	一部事務組合議会議員の補欠選挙	28
追加日程第7	各種委員の推薦について	30
日程第8	議案第51号について	31
日程第9	議会運営委員会の閉会中の審査事項について	32
追加日程第8	議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について	32

◎第3回定例会

○6月6日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	37
日程第2	会期決定の件について	37
日程第3	議案第52号から議案第54号までの3議案及び報告2件並びに請願第1号 一括議題	38
日程第4	質疑・討論・採決(議案第54号)	40

○6月8日(第2号)

日程第1	総括質疑	44
日程第2	常任委員会付託	49
○6月13日(第3号)		
日程第1	追加議案の取扱について	52
日程第2	一般質問	53
	6番 重久 邦仁君	53
	7番 東村 和往君	58
	1番 斉藤ちづ子君	71
	16番 的場 茂君	79
	3番 上西 祐子君	87
	8番 池田 克子君	99
○6月15日(第4号)		
日程第1	常任委員長報告	115
	総務文教常任委員長	115
	福祉保健常任委員長	115
	産業建設常任委員長	116
日程第2	質疑・討論・採決(議案第52号・議案第53号)	117
日程第3	請願第1号の継続審査について	118
日程第4	農業委員会委員の推薦について	119
日程第5	議案第55号及び報告第5号並びに意見書(案)第3号・第4号一括上程	120
日程第6	質疑・討論・採決(議案第55号・意見書(案)第3号・第4号)	122
日程第7	議会運営委員会の閉会中の審査事項について	123
日程第8	議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について	123
日程第9	議員派遣について	124

三股町告示第20—1号

平成17年第2回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成17年4月28日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成17年5月2日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

齊藤ちづ子君	財部 一男君
上西 祐子君	福留 久光君
大久保義直君	重久 邦仁君
東村 和往君	池田 克子君
別府 久光君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
小牧 利美君	宮田 強雄君
黒木 孝光君	的場 茂君
桑畑 浩三君	山領 征男君

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成17年5月2日 午前10時05分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件
日程第3 議案第40号から議案第50号までの11議案及び報告第2号一括議題
日程第4 質疑・討論・採決
日程第5 議会広報編集特別委員会の報告
追加日程第1 議長辞職の件
追加日程第2 議長選挙
追加日程第3 副議長辞職の件
追加日程第4 副議長選挙
日程第6 常任委員会委員の選任
日程第7 議会運営委員会委員の選任
追加日程第5 議会広報編集特別委員会の設置について
追加日程第6 一部事務組合議会議員の補欠選挙
追加日程第7 各種委員の推薦について
日程第8 議案第51号について
日程第9 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
追加日程第8 議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件
日程第3 議案第40号から議案第50号までの11議案及び報告第2号一括議題
日程第4 質疑・討論・採決
日程第5 議会広報編集特別委員会の報告
追加日程第1 議長辞職の件
追加日程第2 議長選挙

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 副議長選挙

日程第6 常任委員会委員の選任

日程第7 議会運営委員会委員の選任

追加日程第5 議会広報編集特別委員会の設置について

追加日程第6 一部事務組合議会議員の補欠選挙

追加日程第7 各種委員の推薦について

日程第8 議案第51号について

日程第9 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

追加日程第8 議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

出席議員（18名）

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 大久保義直君	6番 重久 邦仁君
7番 東村 和往君	8番 池田 克子君
9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 桑畑 和男君 助役 原田 一彦君

教育長	-----	田中 久光君	総務企画課長	-----	原田 順一君
税務財政課長	-----	渡邊 知昌君	町民保健課長	-----	間世田和文君
福祉課長	-----	下石 年成君	産業振興課長	-----	木佐貫辰生君
都市整備課長	-----	瀬尾 春己君	環境水道課長	-----	福重 守君
教育課長	-----	野元 祥一君	会計課長	-----	上村 陽一君

午前10時05分開会

○議長（山中 則夫君） ただいまから平成17年第2回三股町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。暑い方は上着をおとりください。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、5番、大久保君、10番、原田君の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いいたします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 黒木 孝光君 登壇〕

○議会運営委員長（黒木 孝光君） おはようございます。それでは議会運営委員会の協議の結果を御報告申し上げます。

去る4月28日に委員会を開きました。本臨時会にかかわる諸事項について、協議を行いました。その結果、本臨時会は、本日1日限りとするということに決定いたしました。

また、日程第5の終了後、全員協議会に切りかえ、選挙の方法や常任委員会等の選任方法について、事前に意思決定し、日程第6以下の議事を進めることで決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本臨時会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日1日間とすることとし、また日程第5の終了後、全員協議会に切りかえ、その後の議事運営を協議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間とするこ

とし、日程第5終了後、全員協議会を開催することに決定しました。

日程第3. 議案第40号から議案第50号までの11議案及び報告第2号一括議題

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第40号から議案第50号までの11議案及び報告第2号を一括して議題とします。朗読は省略します。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは提案理由の説明を申し上げます。

平成17年第2回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第40号「財産の取得について」御説明を申し上げます。

本案は、役場西側倉庫をより有効的に活用するため、移動式書架一式を購入しようとするものであります。指名競争入札契約により、有限会社うすい文宝堂から771万4,350円で取得しようとするものです。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第41号から第48号までの8議案については、すべて去る平成17年3月31日付で、それぞれ専決処分にしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、本議会に報告しその承認を求めようとするものであります。

まず、議案第41号「三股町税条例の一部を改正する条例について」御説明を申し上げます。町税法等の一部を改正する法律が、第162通常国会において可決され、平成17年3月31日付で公布されたところであります。今回、この改正は、現下の経済、財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環であります。

主な改正であります。個人住民税について、平成17年度税制改正によって、導入されました定率減税を縮減し、年齢65歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が、125万円以下の者に対する個人住民税の非課税措置を段階的に廃止すること、特別徴収義務者の給与支払い報告の提出義務を拡大すること、肉用牛免税の適用を平成21年度まで延長すること。

そのほか、固定資産税にかかわる被災地の課税の特例など、今回、それぞれ見直しを行ったものであります。

本案は、このように国の地方税法の一部改正に伴いまして、本町の関連条例につきまして、所要の改正措置を講じるものであります。

次に、議案第42号「平成16年度三股町一般会計補正予算（第7号）について」御説明申し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績、あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正を行ったものであります。

すなわち歳入歳出予算の総額 8 6 億 9, 4 1 3 万 5, 0 0 0 円に、歳入歳出それぞれ 1 億 1, 8 4 6 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 8 億 1, 2 6 0 万円としたものであります。

まず、歳入について御説明申し上げます。

町税は、収入実績見込み額により増額補正し、地方譲与税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金は決定によりそれぞれ増額補正し、利子割交付金については決定により減額補正したものであります。

分担金及び負担金は実績見込み額により、減額補正し、使用料及び手数料は、実績見込み額により増額補正をしたものであります。

国庫支出金、県支出金は、それぞれ交付決定により、減額補正を行い、財産収入は、実績により減額補正をしたものであります。

繰入金は、国民健康保険特別会計からのものであります。

諸収入は、実績見込み額により増額補正をし、詳細は事業の確定により増額補正したものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

諸支出金を除いて、各款においてすべて減額補正であります。各費目の人件費は、実績により減額補正し、その他の各費目においても各種事務事業の実績に基づき、執行残、不用額を減額補正したものであります。

諸支出金は、基金から生ずる預金利子のほか、今回の収支予算で見込まれる収支額の剰余分を公共施設等整備基金、財政調整基金等にそれぞれ積み立て、予備費においては、平成 1 6 年度の実質収支額を見込み補正したものであります。

次に「第 2 表 地方債の補正」について御説明申し上げます。

地方債の補正は、各事業費の確定により、一般公共事業債の限度額を増額し、地域活性化事業債、防災対策事業債、地域総合整備事業債は、それぞれ減額補正するものであります。

次に、議案第 4 3 号「平成 1 6 年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について」御説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績、あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち歳入歳出予算の総額 2 6 億 4, 2 1 1 万 9, 0 0 0 円に、歳入歳出それぞれ 6, 4 9 1 万 6, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5 億 7, 7 2 0 万 3, 0 0 0 円としたものであります。

まず、歳入につきましては、国民健康保険税を3月末実績及び見込みにより増額し、国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金及び共同事業交付金を交付決定及び実績によりそれぞれ減額いたしております。

歳出につきましては、実績見込みにより減額補正したものであります。

次に、議案第44号「平成16年度三股町老人保健特別会計補正予算（第3号）について」御説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績、あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち歳入歳出予算の総額22億3,388万3,000円に、歳入歳出それぞれ2,435万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,824万1,000円としたものであります。

まず歳入につきましては、交付決定により、支払い基金交付金及び国庫支出金を増額、県支出金を減額し、実績により諸収入を増額したものであります。

歳出につきましては、総務費、医療諸費を実績見込み及び執行残をそれぞれ減額補正し、予備費を増額補正したものであります。

次に、議案第45号「平成16年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」御説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績、あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち歳入歳出予算の総額4,492万4,000円から歳入歳出それぞれ29万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,463万3,000円としたものであります。

歳入については、施設使用料を増額し、一般会計繰入金を減額したものであります。

歳出については、農業費及び施設管理費において、需用費をそれぞれ減額いたしております。

次に、議案第46号「平成16年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）について」御説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績、あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち歳入歳出予算の総額3,088万8,000円から歳入歳出それぞれ35万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,053万円としたものであります。

歳入については、繰入金は事業の実績により減額補正したものであります。

歳出については、事業の実績に基づき、執行残、不用額をそれぞれ減額補正したものであります。

次に、議案第47号「平成16年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

て」御説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績、あるいは決定に基づき歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち歳入歳出予算の総額6億1,105万1,000円から歳入歳出それぞれ587万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億517万4,000円としたものであります。

歳入については、繰入金を事業の決定より減額補正したものであります。

歳出については、事業の実績に基づき、執行残不用額をそれぞれ減額補正をいたしております。

次に、議案第48号「平成16年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」御説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績、あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち歳入歳出予算の総額15億442万8,000円から歳入歳出それぞれ254万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億188万円とするものであります。

歳入についての主なものは、保険料をそれぞれ減額し、国庫支出金を増額補正したものであります。

歳出については、総務費、保険給付費を減額し、収支補正において剰与した額を予備費に計上いたしましたものであります。

次に、議案第49号「三股町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」と議案第50号「三股町公共下水道条例の一部を改正する条例」については、関連がありますので一括して御説明申し上げます。

本件2議案は、国の消費税法の一部改正に伴う総額表示方式に伴い、課税額と課税率の統一を図ったものであります。

以上、11議案の提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

なお、今回、本臨時会に提出しております報告第2号「三股町土地開発公社の平成17年度事業計画及び予算」につきましては、関係法令の規定に基づき報告をするものであります。よろしく御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで補足説明があれば許します。総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 議案の40号でございますけれども「財産の取得について」補足説明をいたしたいと思っております。

皆様方のお手元に2枚つづりがございますけれども、平面と側面の載ったものがございます。

これを見ながらお願いしたいと思います。

実は、西側の方に、倉庫がございますが、ここがなかなか書物が一杯になっておる、あるいはいろいろなものが入っていてなかなか整理がつかないということで、以前から言われてきたものでございましたが、今回、西側の倉庫を整備いたしまして、そして各階にそれぞれ倉庫がございます。この各階の倉庫が4月に各課がそれぞれ動きましたけれども、まだそのままの手つかずの状態でございます。

したがって、これと合わせて整備しようということでございます。5月の25日でございますが、3社の指名競争——失礼しました。4月の25日でございますけれども、3社、有限会社うすい文宝堂、それから有限会社小牧書店、それから株式会社宮崎ながのの3社による指名競争入札を行ったところでございます。

この結果、うすい文宝堂が771万4,350円で落札したところでございます。

この書類は、平面図を見ていただきますと、下の方に手書きで1、2、3、4、5から6、7、8、9、10というふうに書かれているかと思いますが、これがそれぞれの棚になる部分でございます。これは、屋根の真上から見た平面図でございまして、真ん中辺にこう点線でこう書かれてる部分がございますが、これは将来、これだけまだふやそうと思えばふえると、増設の余地を残してるということでございまして、今回、10列を整備するものでございます。

会計課の金庫の中、あるいは図書館の倉庫にありますように、丸いハンドルがついておりまして、こう動くものでございます。

2枚目の方にありますように、これは横から見たところでございますけれども、7段ございまして、高さが2メートル62センチ余りですか、2,623ミリそれから奥行きが6メートル51センチほどあるところでございます。

これを今回整備するために、備品の入札を行ったところでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 議案の49号、第50号、2つの議案について補足説明をいたします。

農業集落排水事業、公共下水道の使用料は、水道使用料が算定基礎となっております。なお、農業集落排水事業、公共下水道の使用料の徴収事務は、今回、上水道事業に委託する関係上、水道料金に合わせた電算システムの使用をするため、消費税を円未満まで表示する必要があるための改正であり、それにより5%の税率税額に統一されます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 議案第41号「三股町税条例の一部を改正する条例について」
補足説明をいたします。

まず、議案の方を見ていただきたいと思います。10ページほどになっておりまして、まず、町民の方々に広く影響する主な改正について、御説明いたしたいと思います。

まず、本則が1ページから2ページの一番下の行の上のところまでは本則となっております。その本則の中の1ページの最初の条文ですが、24条につきましては、年齢65歳以上の者のうち、前年の所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置の廃止をする条文でございます。

それから2行目の第36条の2第1項ですが、これは特別徴収義務者に対して、中途退職者にかかる給与支払い報告の義務化がなされたために条文を改正するものでございます。

それからあと飛びまして、2ページの一番下の方から6ページの附則のところまでですが、これは本則に付随する課税の特例等を規定した附則の改正でございますが、これの2ページの一番下の方ですが、2ページの一番下の方は、肉用牛の免税の適用が18年度までの時限的な特例であったんですが、これを平成21年度まで延長するといった改正でございます。

それからずっと飛びまして、附則の方なんですが、6ページの附則の下からこれがいわゆる今回の改正に伴う附則ということで、適用期日、あるいは施行日、そして経過措置等を規定するものでございます。

その中の7ページ10行目から、9ページ4行まで、これについては、本則の24条による平成17年1月1日現在の65歳以上の非課税措置の廃止に対する経過措置でございます。

中身については、18年度の町民税の均等割が現在、3,000円ですが、それを1,000円にすると、1,000円アップするというところでございます。

それから、所得割の額を算出されました所得割から3分の2を控除するものということでございます。

そして平成19年度の町民税につきましては3,000円を、均等割3,000円を2,000円にする。そして所得割の額を算出された所得割額から3分の1を控除するというところで、段階的に廃止の方向に向かっていくということになると思います。

それから定率減税についてですが、定率減税についてはこの改正分には出ておりません。条例附則の19条の9第4項に定率減税は規定されておりますが、これは地方税法の改正によって、自動的にその減税率あるいは限度額が改正するために条文の中に入っておらないわけです。

主な内容としては、住民税が現行税額が15%、そして4万円を限度として控除しておりますが、改正後は税額の7.5%、2万円を限度額として控除するような形になります。

つまり、減税額を2分の1に軽減するといったようなことになります。

そのほか、住宅、被災住宅等に関する固定資産税の課税標準の特例、住宅用地特例が適用され

ておりましたが、この適用期間が延長するといったようなこと、あるいは特別土地保有税の徴収猶予制度の見直しによる条文の改正、それから譲渡株式等にかかわる譲渡所得の個人町民税の課税の特例の改正等が今回の改正に入っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

日程第4. 質疑・討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第4、質疑・討論・採決を行います。

議案第40号「財産の取得について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第40号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）」を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。この町税条例の一部改正というふうなことになっておりますが、65歳以上125万円以下の方が、今まで非課税だった人が課税になる人は、どれくらいいらっしゃるのか。そしてまたこれ段階的になってるから、あれなんです、3年先ですか、この税制でどれくらいの負担増になるのか、そのことをまず一点、お聞きします。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 今の質問でございまして、65歳以上の者で125万円以下の、今非課税になっている方がどれくらいおられるかということですが、65歳以上の者が4,516人でございまして、そのうち125万円以下の者は3,632名となっております。

そして段階的に非課税措置になってくるんですが、18年度は所得125万円以下の人が3,523人、これは16年度の税法改正により、年金所得換算率が変わるために、17年度と

比べて減っております。そしてその125万以上になった人が109名おられることとなります。

そのうち、18年度は125万円以下の新規課税対象者は516人です。516人という計算になります。

516人に対して、均等割、所得割が、18年度は本来の金額の3分の1ということでございますので、188万3,400円。それから109人に対しては、この方は丸々経過措置が受けられない方でございますので、これが136万9,200円となります。合計の325万2,600円が影響ということになります。

同様に、19年度は513万6,000円、そして20年度以降については、701万9,400円が算定した、17年度ベースで算定した税額の影響額というふうになっております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） この非課税の人が課税になることによって、介護保険の影響、国保の影響があると思われるんですが、そのあたりの影響額をお知らせください。質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 国保については、影響額がその所得によって決まりますので、その影響額が出せないと思います。そして介護保険については、その税額によって影響が出てくるものと考えておりますが、数字はつかんでおりません。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 介護保険で、非課税世帯が2段階ですかね、3ですか、3段階の方が、今度は4とか5とかになる可能性があると思うんですけど、そのあたりのことを調べてまたお知らせいただけると。数字で6月議会にでも。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案第41号、反対の立場で討論いたします。

国の税制改悪で、年金生活者は17年1月より公的年金控除の縮小、高齢者控除の廃止、配偶者特別控除の廃止で、大幅な税負担となっております。

その上、これまでは65歳以上で所得125万円以下、これは年金収入で245万円の場合なんですけど、住民税は所得割も、均等割も非課税でした。それを政府は平成18年から20年にかけて、段階的に廃止としました。その上また定率減税も廃止となります。

住民の税負担は大幅にふえ、家庭に深刻な打撃を与えることとなります。ますます消費が冷え込むことは目に見えております。このような国民いじめの税制を認めることはできません。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから、起立により採決します。議案第41号は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

議案第42号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成16年度三股町一般会計補正予算（第7号））」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第42号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

議案第43号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成16年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号））」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第43号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり承認されました。

議案第44号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成16年度三股町老人保健特別会計補正予算（第3号））」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第44号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり承認されました。

議案第45号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成16年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第45号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり承認されました。

議案第46号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成16年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第2号））」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第46号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

議案第47号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成16年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第47号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり承認されました。

議案第48号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成16年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号））」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第48号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり承認されました。

議案第49号「三股町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第49号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号「三股町公共下水道条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第50号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議会広報編集特別委員会の報告

○議長（山中 則夫君） 日程第5、「議会広報編集特別委員会の報告」を議題とします。委員長より報告をお願いします。議会広報編集特別委員長。

○議会広報編集特別委員長（斉藤ちづ子君） 平成7年に第1号を発行してから今年で丸10年を迎える議会広報紙であります。

この記念する節目に編集に携わることができたことに、まずもって感謝いたし、私の喜びとするところであります。

当委員会では、年4回の議会だより発行と、年2回の研修及び年1回その他町村議会との研修視察を行ってまいりました。

研修内容につきましては、その都度報告をいたしておりますので、省略いたします。

研修を受けるに従い、徐々に委員の資質向上につながり、編集がスムーズにいくようになってきたことは成長のたまものであります。

また、市町村合併問題のさなか、号外を出すべきかどうか、激論したこともありました。町民の方からも大事な問題なのに、なぜ号外を出さないのかと責められたこともあります。

次に、私が思う問題点を一言、申しますと、議会広報紙が一般質問のための広報紙になっていないか、ということであります。議会広報紙の意義は何なのか、いま一度議論していかなければならないときがきていると思います。

最後に、議員各位の御協力と各委員の皆様の御努力により、無事終了できたことを感謝申し上げます報告といたします。

○議長（山中 則夫君） 議会広報編集特別委員会の調査について、ただいま委員長より報告がありました。この報告をもって議会広報編集特別委員会の調査をすべて終了いたしました。

ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。議員の皆様、議員控室にお集まりください。

午前10時53分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時25分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

私は今般申し合わせにより、議長の職を辞職したいと思いますので、議長席を副議長と交代いたします。

〔議長交代〕

○副議長（的場 茂君） ただいま議長の山中君より辞表願いが出されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私副議長が議長の職務を行います。

追加日程第1. 議長辞職の件

○副議長（的場 茂君） お諮りいたします。この際、「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（的場 茂君） 御異議なしと認めます。よって「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

議事日程表追加日程第1のところに「議長辞職の件」と御記入ください。

追加日程第1、「議長辞職の件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、山中君は退場をお願いします。

〔議長 山中 則夫君 退場〕

○副議長（的場 茂君） 局長に辞職願を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○事務局長（岩松 健一君） それでは朗読させていただきます。

辞職願、このたび一身上の都合申し合わせにより、平成17年5月2日付をもって議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。平成17年5月2日、三股町議会 副議長 的場 茂殿、三股町議会 議長 山中 則夫。

以上です。

○副議長（的場 茂君） お諮りします。山中君の議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（的場 茂君） 御異議なしと認めます。よって、山中君の議長の辞職を許可することに決しました。山中君の除斥を解除します。

〔議長 山中 則夫君 入場〕

○副議長（的場 茂君） ただいま山中君の議長辞職は許可されました。

山中君、辞職のあいさつがあれば発言を許します。壇上からお願いします。

○議長（山中 則夫君） 一言ごあいさつ申し上げます。

議長就任以来2年間、皆様方には御指導、御支援、御協力をいただき、大過なくその職責を果たし得ましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

振り返ってみますと、議長就任のときは、議会の権威を高めたいとか、議会の機能を十分に発

揮したいと考えておりましたが、何分、非才の身でありましたので、その御期待に沿えなかったことに対しまして、深くお詫びを申し上げたいと思っております。

しかしながら、そういうのにもかかわらず、皆さん方が議長として盛りたて、御支援いただきましたことに関しまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。

議長、退任をいたしましても町政の発展、町民福祉を願う心は皆様方と全く同じ気持ちでありますので、これからも何とぞ御指導をよろしく願いいたしまして、簡単でありますがお礼の言葉とさせていただきます。

本当にお世話になりました。（拍手）

追加日程第2. 議長選挙

○副議長（的場 茂君） ただいま議長が欠けましたので、「議長選挙」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（的場 茂君） 御異議なしと認めます。よって、「議長選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決しました。

議事日程表の追加日程第2のところに「議長選挙」と御記入をお願いします。

追加日程第2、「議長選挙」を行います。

議会における選挙は、地方自治法118条第1項の規定により、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第48条、第68条1項並びに第95条の規定を準用することになっております。

選挙方法については、投票で行うことにします。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（的場 茂君） ただいまの出席議員は18名であります。投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（的場 茂君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（的場 茂君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（的場 茂君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に、被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。白票は無効とします。

なお、発表は申し合わせのとおり最高得票者のみ発表することにいたします。

なお、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台で御記入願います。

それでは、1番、斉藤さんより順番に投票をお願いします。2名ずつお願いします。

〔議員投票〕

○副議長（的場 茂君） 終わります。投票箱閉鎖。記載台の撤去をお願いします。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に6番、重久君、13番、小牧君の2名を指名します。

なお、開票事務は事務局職員をお願いします。

〔開票〕

○副議長（的場 茂君） 選挙の結果を発表します。投票総数18票であり、先ほどの出席議員数と符号しております。投票はすべて有効投票で、最高得票者は原田君、得票は12票であります。その選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第3号の規定により5票であります。したがって、原田君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（的場 茂君） ただいま議長に当選されました原田君に、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

原田君、議長当選受諾のあいさつをお願いします。壇上からお願いします。

○議員（10番 原田 重治君） まず皆様方にお礼を申し上げます。

ただいま皆様方の御支援をいただきまして、議長に就任することができました。地方分権が叫ばれている今日、その地方の力量によって、さまざまな都市が生れてくるんじゃないかというふうに考えております。

したがって、行政側だけにその責務を任せるんじゃなくて、議会も一体となって難しい難局を乗り越えていけばというふうに考えております。

どうかそのためにはやはり皆様方の御協力がなければ一人、二人の力ではできないことでありまして、どうかこれから御指導、御鞭撻のほどをよろしく願いをいたしまして、私の就任あいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○副議長（的場 茂君） 議長選挙も無事終わり、これで議長の職務を終了することができました。各位の御協力に対して深く感謝申し上げます。

それでは議長席にお着きください。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（原田 重治君） それでは昼食のため、1時半まで本会議を休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時30分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

それでは次に議事を進行してまいりたいと思います。

追加日程第3. 副議長辞職の件

○議長（原田 重治君） ただいま副議長の的場君より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決しました。

議事日程表の追加日程第3のところに「副議長辞職の件」と御記入願います。

追加日程第3、「副議長辞職願の件」を議題といたします。地方自治法第117条の規定によりの場君は退場願います。

〔副議長 的場 茂君 退場〕

○議長（原田 重治君） 局長に辞職願を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○事務局長（岩松 健一君） はい、それでは朗読いたします。

辞職願。このたび一身上の都合、申し合わせにより平成17年5月2日付をもって副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。平成17年5月2日、三股町議会 議長 原田 重治殿、三股町議会 副議長 的場 茂。

以上です。

○議長（原田 重治君） お諮りいたします。的場君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、的場君の副議長の辞職を許可することに決しました。的場君の除斥を解除します。

〔副議長 的場 茂君 入場〕

○議長（原田 重治君） ただいま的場君の副議長辞職は許可されました。

的場君、辞職のあいさつがあれば発言を許します。的場君。演壇からお願いします。

○副議長（的場 茂君） 一言お礼を申し上げます。

振り返ってみますと、平成15年の5月に山中議長のもと、副議長として任命されてから今日まで2年間、議員の皆様方や関係者の皆さん、特に議会事務局の皆様方に、御指導、御迷惑をおかけしましたことを心からお詫びを申し上げたいと思います。

2年を振り返ってみますと、この2年は国の政策の誤りから、「三位一体改革」のもと、地方自治が危ぶまれる時代となってしまいました。

また、平成の大合併という苦渋の選択の中で、議員一人一人が苦しみ悩みながら選択をしてきたのも事実であります。

しかし、町民の皆様方は、国が権限を見せてこない中の「三位一体改革」ですから恐らく地方自治を守るためにどう議会が頑張ってくれるかということを考えていると思います。

そういう意味からも議会の使命でありますチェック機関、決議機関、そして議会の代弁者として、議員の皆様方とともに、一議員として今後、頑張っていくということを申し上げ、お礼の言葉といたします。

本当に2年間、ありがとうございました。（拍手）

追加日程第4．副議長選挙

○議長（原田 重治君） お諮りいたします。副議長が欠けましたので、この際、「副議長選挙」を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに副議長選挙を行うことにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、「副議長選挙」を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに副議長選挙を行うことに決しました。

議事日程表の追加日程第4のところに、「副議長選挙」と御記入願います。

追加日程第4、「副議長選挙」を行います。

選挙は議長選挙と同じ方法で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（原田 重治君） ただいまの出席議員数は18名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（原田 重治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（原田 重治君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に、被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。なお、白票は無効とします。

また、発表は申し合わせどおり最高得票者のみの発表といたします。

1番、斉藤さんより順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（原田 重治君） 投票を終了します。投票箱の閉鎖をお願いします。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に7番、東村君、12番、山中君を指名します。

なお、開票事務は事務局の職員をお願いします。

〔開票〕

○議長（原田 重治君） 選挙の結果を発表します。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数と符合しております。このうち、有効投票数16票、無効投票2票、棄権0票であります。有効投票のうち、最高得票者は中石君で、得票は14票であります。この選挙の法定得票数は、公職選挙法第94条第1項第3号の規定により5票であります。

よって、中石君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（原田 重治君） ただいま副議長に当選されました中石君に対し、会議規則第32条第2項の規定により副議長当選の告知をいたします。中石君、副議長当選受諾のあいさつをお願いいたします。

○議員（11番 中石 高男君） お礼を一言申し上げます。

このたび皆様方の暖かい御指示をいただきまして、副議長という要職を就任することになりました。本当にいろいろお世話になりますが、皆様方の御期待に沿うべく頑張ってまいりたいと、かように考えております。

それからまた、長年我々先輩たちが培ってきました三股町議会の体制というものを、いつまでも堅持しながら、なお、議長の補佐に努めながら、邁進してまいりたいとこう考えておりますの

で、皆様方の暖かい御指導をよろしくお願いいたします。

以上で、受諾のあいさつをいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（原田 重治君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後 1 時50分休憩

[全員協議会]

午後 2 時01分再開

日程第 6. 常任委員会委員の選任

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第 6、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会には、総務文教、福祉保健、産業建設の 3 つの常任委員会があり、議員はいずれか一つの常任委員会に所属することになっております。

常任委員会の委員の定数はそれぞれ 6 名で、委員の任期は 2 年となっております。委員の選任については、委員会条例第 7 条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。常任委員会委員の指名については、慣例により各議員から第 1 希望、第 2 希望をとり、それを基準として正副議長で調整し、指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の指名については、それぞれの希望をとりまとめ、それを基準として正副議長で調整し、指名することに決しました。

なお、特定の委員会に希望が集中し、その調整が難航することも予想されますので、最終判断は議長に御一任願います。

それでは希望調書を配付しますので、必ず第一希望、第二希望の両方に丸印を記入してください。また、名前の記入漏れがないようにお願いします。

[希望調書配付]

○議長（原田 重治君） 回収いたします。

それでは正副議長で調整いたします。

しばらく本会議を休憩します。再開の知らせはブザーで行います。

午後 2 時05分休憩

午後 2 時 33 分再開

○議長（原田 重治君） 本会議を再開いたします。

ただいま正副議長で調整を行いましたので、その結果を発表します。

発表は、局長の方をお願いいたします。

○事務局長（岩松 健一君） それでは発表いたします。

総務文教常任委員会、斉藤議員、大久保議員、東村議員、別府議員、桑畑議員、原田議員でございます。福祉保健常任委員会、上西議員、池田議員、重久議員、的場議員、小牧議員、山中議員、産業建設常任委員会、黒木議員、中石議員、福留議員、宮田議員、山領議員、財部議員、以上であります。

○議長（原田 重治君） ただいま発表のとおり、それぞれの常任委員会委員に指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの指名どおりそれぞれの常任委員会委員に選任いたします。

ここでお諮りします。議長は地方自治法第 105 条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。また、議長は、同法第 104 条の規定により、議場の秩序維持保持、議事の整理、議会事務の統理、あるいは議会の代表者としての対外的な任務等、その職責上から慣例により総務文教常任委員会の委員を辞退したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、議長は総務文教常任委員会の委員を辞退することに決しました。

正副常任委員長は、委員会条例第 8 条の規定により、各常任委員会において、それぞれ互選することになっております。ただいまから常任委員会ごとに互選していただきたいと思いますが、議事は年長の委員で進めていただくようお願いします。

また、議会運営委員とその他の委員も合わせて選出していただきたいと思います。なお、互選の結果は、議長に速やかに御報告願います。しばらく本会議を休憩します。

午後 2 時 37 分休憩

午後 3 時 01 分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

正副委員長の互選結果が決まりましたので、発表します。

○事務局長（岩松 健一君） それでは発表いたします。

総務文教常任委員会の委員長に大久保議員、副委員長に斉藤議員、福祉保健常任委員会の委員長に重久議員、副委員長に上西議員、産業建設常任委員会の委員長に財部議員、副委員長に福留議員であります。

以上です。

日程第7. 議会運営委員会委員の選任

○議長（原田 重治君） 日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の定数は6人で、任期は2年となっております。委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員会委員の指名については、各常任委員会より2人を選任することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の指名については、各常任委員会より2人を選任することに決しました。

それでは、各常任委員会より議会運営委員会委員を選出いたしておりますので、発表します。

○事務局長（岩松 健一君） それでは発表いたします。

議会運営委員会委員、総務文教常任委員会の方から、大久保議員と斉藤議員、福祉保健常任委員会の方から重久議員と、山中議員、産業建設常任委員会の方から財部議員と黒木議員、以上6名であります。

○議長（原田 重治君） ただいま発表しました6人を議会運営委員会委員に指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり議会運営委員に選任いたします。

ここで議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。議事は、年長の委員で進めていただくようお願いします。なお、互選の結果は直ちに議長に報告願います。

しばらくの間、本会議を休憩いたします。

午後3時05分休憩

午後3時07分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

議会運営委員会より正副委員長の互選結果の報告がありましたので、発表します。

○事務局長（岩松 健一君） それでは発表いたします。

議会運営委員会の委員長は山中議員、副委員長が重久議員であります。

以上です。

追加日程第5. 議会広報編集特別委員会の設置について

○議長（原田 重治君） ここで議会の広報の件でお諮りいたします。

議会広報編集特別委員会は先ほどの委員長報告をもって、消滅しているわけですが、議会の内容を町民にお知らせするのは、議会の責務でもあり、今後も議会広報紙を発行していく必要があるのではないかと考えております。

については「議会広報編集特別委員会の設置について」を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって「議会広報編集特別委員会の設置について」を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決しました。

議事日程表の追加日程第5のところに「議会広報編集特別委員会の設置について」と御記入願います。

それでは追加日程第5、「議会広報編集特別委員会の設置について」を議題とします。

お諮りします。議会広報紙については、今後も発行するものとし、各常任委員会からそれぞれ2人を選出して、6人の議員で構成する議会広報編集特別委員会を設置して、その編集、発行を付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、議会広報紙については、今後も発行するものとし、各常任委員会からそれぞれ2人を選出して、6人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、その編集、発行を付託することに決しました。

引き続き、議会広報編集特別委員会委員の選任を行います。特別委員会の選任につきましても、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

それでは、各常任委員会より選出されました議会広報編集特別委員会委員の氏名を発表します。

○事務局長（岩松 健一君） それでは発表いたします。

議会広報編集特別委員会、総務文教の方から東村議員、斉藤議員、福祉保健常任委員会の方から、的場議員、上西議員、産業建設常任委員会の方から中石議員、福留議員、以上6名であります。

○議長（原田 重治君） ただいま発表しました6人を議会広報編集特別委員会の委員に指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま発表しました6人を議会広報編集特別委員会の委員に選任いたします。

ここで議会編集特別委員会の正副委員長を互選していただきますが、議事は年長の委員で進めていただくようお願いします。なお、互選の結果は直ちに議長に報告願います。

それではしばらくの間、本会議を休憩します。

午後3時10分休憩

午後3時13分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議会広報編集特別委員会より正副委員長の互選結果の報告がありましたので、発表します。

○事務局長（岩松 健一君） それでは発表いたします。

議会広報編集特別委員会の委員長は、的場議員、副委員長を上西議員であります。

以上です。

追加日程第6. 一部事務組合議会議員の補欠選挙

○議長（原田 重治君） 先ほどの正副議長選挙、常任委員会の構成がえに伴い、都城北諸県広域市町村圏事務組合議会議員の山中君、都北衛生センター管理組合議会議員の池田さん、重久君からそれぞれ組合議会議員の辞職願が提出されております。

この際、これを許可することにし、「一部事務組合議会議員の補欠選挙」を日程に追加し、追加日程第6として補欠選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、都城北諸県広域市町村圏事務組合議会議員の山中君、都北衛生センター管理組合議会議員の池田さん及び重久君の組合議会議員の辞職願を認めることとし、一部事務組合議会議員の補欠選挙を行うことに決しました。

議事日程表の追加日程第6のところに「一部事務組合議会議員の補欠選挙」と御記入願います。追加日程第6、「一部事務組合議会議員の補欠選挙」を行います。

まず、都城北諸県広域市町村圏事務組合の議会議員補欠選挙の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、都城北諸県広域市町村圏事務組合の議会議員の補欠選挙は指名推薦の方法によることに決しました。

お諮りします。指名推薦の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは都城北諸県広域市町村圏事務組合の議会議員に議長原田を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました議員を都城北諸県広域市町村圏事務組合の組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、都城北諸県広域市町村圏事務組合の議会議員に議長原田が当選しました。会議規則第32条第2項の規定により、その旨を告知します。

次に、都北衛生センター管理組合の議会議員補欠選挙の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、都北衛生センター管理組合の議会議員補欠選挙は、指名推薦の方法によることに決しました。

お諮りします。指名推薦の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

まず、都北衛生センター管理組合の議会議員に議長原田を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました議員を都北衛生センター管理組合の議会議員の当選者と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、都北衛生センター管理組合の議会議員に議長原田が当選しました。

次に、都北衛生センター管理組合の議会議員に重久君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました議員を都北衛生センター管理組合の議会議員の当選者と

定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、都北衛生センター管理組合の議会議員に重久君が当選しました。会議規則第32条第2項の規定により、この旨を告知します。

追加日程第7. 各種委員の推薦について

○議長（原田 重治君） 次に各種委員の推薦の件であります。お手元に配付してある資料に8つの審議会及び協議会等が記載されておりますが、議会の構成がえに伴い、町長より議会側の委員の推薦依頼がきております。

お諮りします。「各種委員の推薦の件」を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、各種委員の推薦の件を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決しました。議事日程表の追加日程第7のところに「各種委員の推薦について」と御記入を願います。

追加日程第7、各種委員の推薦を行います。議会としては、円滑な議会活動を図る観点から、議会の組織、委員会構成等を考慮して、委員の人選をしているのが慣例となっております。

それでは常任委員会ごとに、人選をいただいておりますので発表します。三股町都市計画審議会委員に議長原田と桑畑君、小牧君、山領君、三股町企画企業立地促進審議会委員に議長原田と池田さん、福留君、三股町環境審議会委員に議長原田と大久保君、的場君、財部君、宮田君、三股町緑化計画審議会委員に議長原田と桑畑君、小牧君、黒木君、財部君、三股町国民健康保険運営協議会委員に別府君、上西さん、黒木君、三股町青少年育成町民会議委員に議長原田と東村君、公共下水道事業運営審議会委員に別府君、山中君、山領君、土地開発公社の理事に議長原田と小牧君、宮田君。

以上でございます。

ただいま発表しました議員をそれぞれの審議会及び協議会の委員として当局に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま発表しました議員をそれぞれの審議会及び協議会の委員として当局に推薦することに決しました。

ここで本会議を10分、35分まで休憩します。

午後3時23分休憩

午後 3 時 33 分再開

○議長（原田 重治君） 本会議といたします。

次の議案は地方自治法第 117 条の除斥に該当しますので、東村君は退場願います。

〔7 番 東村 和往君 退場〕

日程第 8. 議案第 51 号について

○議長（原田 重治君） 日程第 8、議案第 51 号「監査委員の選任について」を議題といたします。

議案の朗読は省略します。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それではただいま御提案を申し上げました議案第 51 号「監査委員の選任について」の御説明を申し上げます。

御承知のように監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財産管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた見識を有する者のうちから 1 人及び議会議員のうちから 1 人をそれぞれ選任するようになっております。

ところでこのたび、議会選出の監査委員である原田重治氏から、去る 4 月の 25 日に 4 月 30 日付をもって、監査委員を辞任したい旨の辞任届が提出されましたので、これを受理しているところであります。

したがって、その後任者として東村和往氏を議会選出の監査委員の最適任者として選任したいので、ここに地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。よろしく御同意くださるようお願いいたします。

○議長（原田 重治君） ここでお諮りします。本案は先ほど全員協議会で選出した監査委員の同意案件でありますので、質疑、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、本案については、質疑、討論を省略して採決することに決しました。

それでは採決を行います。議案第 51 号は原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 51 号は原案に同意することに

決しました。

日程第9. 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

○議長（原田 重治君） 日程第9、「議会運営委員会の閉会中の審査事項について」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の閉会後に招集される次回定例会または臨時会の会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は閉会中も審査できることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、次回定例会または臨時会の会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は閉会中も審査できることに決しました。

追加日程第8. 議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

○議長（原田 重治君） 議会広報編集特別委員会が設置されたことにより「特別委員会の閉会中の審査事項について」を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって「議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について」を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決しました。

議事日程表の追加日程第8のところに「議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について」と御記入願います。

追加日程第8、「議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について」を議題とします。

お諮りします。先の3月定例議会及び本臨時会にかかわる広報の編集及び発送事項事務については、議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項とし、議会広報編集特別委員会は、閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、さきの3月定例議会及び本臨時会に関する広報の編集及び発送事務については、議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項とし、議会広報編集特別委員会は閉会中も活動できることに決しました。

また、第1回の広報編集特別委員会においては、留意事項の引き継ぎ等を行うため、旧委員の出席を認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、最初に開催される特別委員会への旧委員の出席を認めることに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後 3 時40分休憩

〔全員協議会〕

午後 3 時42分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議といたします。

----- . ----- . -----
○議長（原田 重治君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成 17 年第 2 回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午後 3 時42分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

前議長 山中 則夫

議長 原田 重治

前副議長 的場 茂

署名議員 大久保義直

署名議員 原田 重治

三股町告示第23号

平成17年第3回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成17年6月3日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成17年6月6日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

齊藤ちづ子君	財部 一男君
上西 祐子君	福留 久光君
大久保義直君	重久 邦仁君
東村 和往君	池田 克子君
別府 久光君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
小牧 利美君	宮田 強雄君
黒木 孝光君	的場 茂君
桑畑 浩三君	山領 征男君

○6月8日に応招した議員

○6月13日に応招した議員

○6月15日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成17年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成17年6月6日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成17年6月6日 午前10時02分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第52号から議案第54号までの3議案及び報告2件並びに請願第1号一括議題
日程第4 質疑・討論・採決(議案第54号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第52号から議案第54号までの3議案及び報告2件並びに請願第1号一括議題
日程第4 質疑・討論・採決(議案第54号)
-

出席議員(18名)

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 大久保義直君	6番 重久 邦仁君
7番 東村 和往君	8番 池田 克子君
9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員(なし)

その結果、本定例会の会期は、本日6月6日より6月の15日までの10日間とすることに決しました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、本定例会に提案される議案のうち、議案第54号「固定資産評価員の選任について」は人事案件でありますので、委員会付託を省略し、本日全体審議として措置することに決しました。

なお、本定例会の最終日に、農業委員会委員の任期満了に伴い、議会より女性2名の委員を推薦することにしております。また、監査委員についての追加議案が上程される予定でありますのでお知らせしておきます。

以上、報告を終わります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。本定例会の会期については、ただいまの議会運営委員長長の報告のとおり、本日6月6日より6月15日までの10日間とすることにし、次に、今回提案される議案のうち、議案第54号「固定資産評価員の選任について」は、委員会付託を省略し、本日全体審議として措置することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月6日より6月15日までの10日間とすることに決定しました。

また、議案第54号「固定資産評価員の選任について」は、委員会付託を省略し、本日全体審議として措置することに決定しました。

日程第3. 議案第52号から議案第54号までの3議案及び報告2件並びに請願第1号一括議題

○議長（原田 重治君） 日程第3、議案第52号から議案第54号までの3議案及び報告2件、並びに請願第1号を一括して議題とします。朗読は省略します。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。平成17年第3回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第52号「三股町農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、平成16年度に整備いたしました仮屋農村広場が3月末に完成したことから条例の整備をするものであり、第2条第2項中、「餅原農村広場」の次に「仮屋農村広場」を追加するものであります。

次に、議案第53号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、児童厚生施設整備費補助金及び本年度の人事異動に伴う給与費等のほか、所要の補正措置を行うものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額81億9,000万円に、歳入歳出それぞれ471万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億9,471万6,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものを御説明申し上げます。

国庫支出金は、スクーリングサポートネットワーク整備事業委託金を、県支出金は、児童厚生施設整備費補助金及び資源保全実態調査事業補助金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に歳出について主なものを御説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年4月の人事異動に伴います人件費の組み替え補正であります。

総務費は、全国的な市町村合併の実施に伴い、市町村の名称、字等の変更、情報を即時に住基情報システムに反映させるため、システム変更等に要する経費を増額補正するものであります。

民生費は、宮村児童館の便所、調理室等の改修にかかわる工事請負費を増額補正するものであります。

土木費は、高畑13号線用地代を増額補正し、教育費は、小学校用社会科副読本の指導書作成に要する経費及び教育コンピューター賃借料などを増額補正するものであります。

また、今回補正による収支の調整措置をし、その残額を予備費に補正するものであります。

次に、議案第54号「固定資産評価員の選任について」御説明申し上げます。

本案は、固定資産評価員の選任について、議会の同意を求めるものであります。御存じのように同評価員は、町内の固定資産を適正に評価し、町長が行う価格決定を補助するため、地方税法第404条の規定によりその設置が定められているところではありますが、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て選任することになっております。

従来本町における評価員は、所管の税務主管課長を選任いたしておりますが、4月1日付の人事異動によりまして主管課長に異動があり、渡邊知昌氏を固定資産評価員としてここに御提案申し上げます。

以上、議案52号から議案54号までの3議案の提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

なお、今回、今議会に報告2件を提出いたしております。報告第3号「平成16年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書」、報告第4号「専決処分の報告について」は、それぞれ関係法令

の規定に基づき議会に報告するものでございます。よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の御説明を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで、補足説明があれば許します。

では、請願第1号の趣旨説明を求めます。斉藤さん。

〔1番 斉藤ちづ子君 登壇〕

○議員（1番 斉藤ちづ子君） それでは説明いたします。

新馬場公園は、上新、下新、今市、花見原、中原の、高齢者が曜日を指定してグランドゴルフを実施しております。いつも満杯の状況であり、日曜日は子供に開放して、空いている日はほとんどありません。

そこで、新馬場河川敷公園を建設してほしいということであります。

また、このたび、河川敷敷地内の私有地約200坪を無償提供するとの申し出も受けておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

日程第4. 質疑・討論・採決（議案第54号）

○議長（原田 重治君） 日程第4、質疑、討論、採決を行います。

税務財政課長は、ここで退席をお願いします。

〔税務財政課長 渡邊 知昌君 退席〕

○議長（原田 重治君） 議案第54号「固定資産評価員の選任について」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第54号は原案に同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案に同意することに決しました。

ここでお願いいたします。明日は議案熟読のため休会となりますが、総括質疑で通告される方

は事務局に用紙を備えておりますので、明日の午前までに——正午までに通告くださるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午前10時16分休憩

〔全員協議会〕

午前10時16分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

----- . ----- . -----
○議長（原田 重治君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時16分散会

平成17年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成17年6月8日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成17年6月8日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員(18名)

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 大久保義直君	6番 重久 邦仁君
7番 東村 和往君	8番 池田 克子君
9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	間世田和文君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	瀬尾 春己君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君
病院事務次長	西村 尚彦君		

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（原田 重治君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今会期の初日に提案されましたすべての案件に対しての質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。また、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。また、自己の属する委員会が所管する議案に対する質疑は行わないよう、御協力方よろしく願いいたします。

質疑はありますか。池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 議案53号の19ページと20ページにかかっておりますが、区分では使用料及び賃借料でスクーリングサポートネットワーク事業と、それから関連があると思うんですが、20ページの同じく使用料及び賃借料の、教育コンピューター賃借料ですね、これに関してお尋ねいたします。どういう内容であるか。これは、どこと接続されるのかお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 今の質問にお答えいたします。

19ページの使用料及び賃借料、スクーリングサポートネットワーク事業というやつですが、これについては7ページの方に歳入で教育費委託金ということで17万6,000円、スクーリングサポートネットワーク整備事業委託金ということで入っております。これについては15年度、16年度2カ年の予定で、都城市と三股町で適応指導教室がございますが、これの協議会を組織しておりまして、これに対して国から来てる収入ということになっております。それで、こ

れが2カ年で終わる予定でしたけれども、17年度も継続しますということで当初予算に計上できなかつた分ですね。これ19ページについては、それを使用料及び賃借料、役務費の通信運搬費、また食糧費、印刷製本費、費用弁償、そういう部分に割り振ったものでございます。

それから、20ページの教育コンピューター賃借料、これについては小学校6校分の教育コンピューター賃借料なんですけど、これは現在使用してる分の賃借料になります。それで当初予算に計上されてなかつたという部分で5月、6月、7月、8月、4カ月分の一月分が89万8,275円の4カ月分というものでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかにありませんか。大久保君。

○議員（5番 大久保義直君） 5番、大久保。16ページ、一般会計ですが、公有財産の購入費、道路維持管理工事による用地費、これはどこを指すのかちょっと教えてください。150万ですね。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） 場所につきましては、これは高畑の方になります。内容としましては、現在道路がありますけれども、この部分が私有地になってるところになります。これを今回買収させていただくという形で計上しました。これにつきましては、4月以降にこの問題が出てきたということで、今回の補正で計上したものです。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかにございせんか。（「なし」と呼ぶ者あり）——どうぞ、小牧さん。

○議員（13番 小牧 利美君） 請願の内容についてちょっとお聞きしたいんです。的場議員と斉藤議員が紹介議員になっておりますが、提案されたのが斉藤議員でありましたので斉藤議員にお聞きしたいと思いますが、大体この河川敷の公園をつくるころの全般的な地積はどのぐらいあるんでしょうか。

それから、もう一つは、公有地はそのうちの何%なのか。県有だとか、それから国土交通省だとかいろいろ入ってるんじゃないかと思いますが、それが何%ぐらいなのかですね。それから、私有地は何%ぐらいだろうかということです。

それから、地権者、もしこれがあれしたら、交渉等については地域でおやりになるのかどうかってようなこともお聞きしたいと思いますね。

それから、もう一つは、もしできた場合の完成後の維持管理はどこでやるのか。やっぱり地域でやるのかどうか。そのあたりを、この5つについて説明方お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） 今ちょっと聞き取れなかったんですけど、私有地が何%かということと、国有地が何%かということと、完成後の維持管理はどこがするかっていうことと、もう一つは何でしたかね。済みません。

○議員（13番 小牧 利美君） 声が小さいので聞こえなかったかと思いますが、今度つくろうっていう、つくってほしいっていうその請願のその面積ですね、大体どのくらいの面積なのか。

それから、その中に公有地、県とか交通省とか、そういった管轄の土地がどのくらいなのか、何%くらいなのか。それから民有地が何%くらいあるのかですね、そういったところをお聞きしたいと思います。

それから、やはり一番問題なのは、この地権者との買収っていう段階になったときには、地権者との買収っていうのは大変難しい問題がどこも出てくるんですよ。だからこれは、やはり地域がやっぱり全面的に出てやるのか、この前この中にも書いてありますが、県にも連絡済み、それから敷地内で約200坪、これ1反歩にならないんですよ。200坪を無償提供するというようなことが書いてあります。これをまたもし買収するとかどうとかになったときに、この200坪の人は全く無償で提供されるのかどうか、そこあたりまで話が進んでるのかどうか、そこあたりを聞きたいんです。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） 大変申しわけないんですけど、私の把握していることだけお答えしたいと思います。

ここに図面が書いてありますが、岩下橋の東の方の約350メートルの敷地であります。面積って言われましたがちょっと私は把握しておりません。それで私有地っていうことですけども、実際畑をつくっていらっしゃるっていうところを私有地とみなしていいますと、パーセント的には約4分の1くらいじゃないかなあとと思います。それで、完成後のその維持管理はどうするのかということですが、そういうことまではまだ話してはおりません。

それと、地権者のその買収の、その私有地約200坪の無償提供ということですが、これは本人様とここに請願人代表であります木佐貫文雄様の方で話がきちんとなされております。

今、質問がありましたんですけども、私と的場さんがその請願人の紹介議員になっております。なぜこういうことを出したかということ、ここに書いてありますように、新馬場の近隣公園が満杯であるということと、道路を横断して向こうの河川敷——6地区の南ですかね。あそこまで行ってやってるんですけど、できれば近くの方につくっていただきたいという趣旨でこういう請願を出しております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 小牧君。

○議員（13番 小牧 利美君） はい、わかりました。今紹介議員の方から、斉藤さんの方から説明がありました内容については大体承知をしましたが、やはり私が思うには、やっぱり地域がいかに熱心になって取りかかるかということが今後のやはり愛着とといいますか、その場所のですね、そういったことにもつながってきますので、特にお聞きしたところです。終わります。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 同じく請願について3点伺っておきます。

ゆうべも電話がありまして、あの河川敷で耕作してる人ですが、一生懸命つくっていると、だから何で取り上げるんだと、私は反対だという電話が私の家にあつたんですけども、耕作者がその請願のされる予定地内に、だいたい耕作者が何人いるのかですね。そりゃあ当然つかんでいらっしやると思いますが、何人の耕作者がいるのか。その耕作されてる面積ですね、4分の1とおっしゃるが、そこあたりを教えてくださいたいと。

また、この請願はどこ場所なのかですね。前回否決した、戦後ずっと開拓して、みんなで石やらをとっのけたあそこ場所なのかあるいはほかの場所なのかですね、図面をひとつ全員にください。そうしないと判断ができませんのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（原田 重治君） 斉藤さん。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） 今の質問ですけども、耕作者が何名いるのかは私も把握はしておりません。

それと、面積の、確実な面積も把握はしておりません。場所は、前回と同じ場所であります。

以上です。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） やっぱり紹介議員になるときは、そこいらはやっぱりしっかりとこの全体を……責任を持って議会に上げるわけですから紹介議員は。そこいらはしっかり把握して紹介議員になっていただきたいなあと思います。

200坪は寄附するとおっしゃってますとか、あたかもほとんどまとまるような印象を受けるわけですね。そうじゃなくて客観的に耕作者が何名でそのうちの面積は幾らで、そのうちの200坪の持ち主は1人は耕作というふうに紹介していただきたい。

そして、その図面の方を議長、全議員に配るようにひとつお願いしたいと思います。場所もわからないんじゃあ（発言する者あり）はい。判断のしようがありません。

○議長（原田 重治君） 斉藤さん。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） 今、図面を、何て言われました。

○議長（原田 重治君） 図面を提出するように。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） はい。わかりました。

○議長（原田 重治君） 場所とですね。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） はい。わかりました。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） これは9年ぐらい前から、私も河川敷の景観の関係も含めて、やはり岩下橋から下流の都城の方についてはもう整備がしてあるわけですね。それで、皆さんごらんになってわかりますように、あれから上流になりますとやっぱり野鳥保護区域っていうことで、最初のうちは許可が出ないっていうことでずるずる来たわけですけども、先ほどの質問に対して、本人から、提出者からちょっと説明聞いてるところがありますので、その該当者っていうのは1名って私は聞いております。それで、国鉄退職者の方でもう高齢になって、もうつくる意欲がなくなったと、それで提出するという、あれは……放棄するちゅうことですかね、寄附するっていうかどうか知りませんが。

それで、木佐貫さんの方からは、県の方にも行きましてその話をしたところ、そりゃあもう本人が提供するならもう大変結構なことだから、そういう手続を進めるようにって言われたということまで聞いておりますので。

それから、区域については、途中のところにちょっと堰がありますね。堰から下流の方ということで説明を聞いております。

私は、趣旨について賛同してる人間として提出者になっております。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）——別府君。

○議員（9番 別府 久光君） 今の請願についてなんですが、河川敷の中に私有地が存在するんですか。それもう一回紹介議員の方で調査していただきたいと思います。恐らく0番地じゃないですか。河川敷の中は。ただ、耕作をしておられるということであって、私有地の登録は恐らくないんじゃないかという気がするんですが、その辺の、耕作を放棄するというようなことじゃないのかなと思います。もう……再度調べていただきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 斉藤さん。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） 県の土木事務所ですかね、あそこに行って聞いたときには私有地になっているっていうことをお聞きしました。

以上です。

○議長（原田 重治君） よろしいですか。別府君。

○議員（9番 別府 久光君） ただ調査してくださいってお願いしております。

○議長（原田 重治君） じゃあよろしいですか。斉藤さん。

○議員（1番 斉藤ちづ子君） わかりました。調査します。はい。（発言する者あり）

○議長（原田 重治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（原田 重治君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、各議案はそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、きょう中に事務局に提出くださるようお願いします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午前10時20分休憩

〔全員協議会〕

午前10時38分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（原田 重治君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前10時38分散会

平成17年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成17年6月13日(月曜日)

議事日程(第3号)

平成17年6月13日 午前10時00分開議

日程第1 追加議案の取扱について

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 追加議案の取扱について

日程第2 一般質問

出席議員(18名)

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 大久保義直君	6番 重久 邦仁君
7番 東村 和往君	8番 池田 克子君
9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	間世田和文君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	瀬尾 春己君	環境水道課長	福重 守君
教育課長補佐	森 正一君	会計課長	上村 陽一君
病院事務次長	西村 尚彦君		

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） 本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 追加議案の取扱いについて

○議長（原田 重治君） それでは、日程第1、追加議案の取扱いについてを議題といたします。

議会運営委員長の報告をお願いします。山中君。

〔議会運営委員長 山中 則夫君 登壇〕

○議会運営委員長（山中 則夫君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果を御報告いたします。

本日、午前9時30分から委員会を開催し、追加議案にかかわる諸事項について協議を行いました。その結果、最終日の15日に追加上程されます議案第55号と意見書（案）第3号及び第4号については、既に提案されている議案全部を議了後、委員会付託を省略し、全体審議で措置することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。議案第55号及び意見書（案）第3号及び第4号の取り扱いについては、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、最終日に既に提案されている議案全部を議了後、委員会付託を省略し、全体審議で措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号及び意見書（案）第3号及び第4号については、最終日に既に提案されている議案全部を議了後、委員会付託を省略し、全体審議で措置することに決しました。

日程第2. 一般質問

○議長（原田 重治君） 日程第2、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守していただきますよう御協力方よろしく願います。

発言順位1番、重久君。

〔6番 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（6番 重久 邦仁君） 私は、質問事項に上げております当初予算について、大きく問題提起したいと思います。

まず、地方分権推進ということがうたわれているきょうこのごろ、権限、財源を地方に移譲して、その移譲を受けた自治体として、自前でやっていけるだけの力を持たなければならない、そしてまた、その受け皿となるだけの力を持つ、それが今、町政に課せられた問題ではなかろうかと思っております。それについては今、政府・与党が出しております三位一体改革について少し触れさせていただきたいと思っております。

「国と地方に関する「三位一体の改革」を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図る。」ということをやっております。

また、政府・与党案として、「基本方針2004」に基づき、地方案を真摯に受けとめ、平成18年度までの「三位一体改革」の全体像について、次のように合意するという点がうたわれております。

まず、国庫補助負担金改革については、「平成17年度及び平成18年度予算において、3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。税源移譲は、次のとおり、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大については確実な対応を図る。地方交付税について、平成17年度及び平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど、「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面

基準財政収入額に100%算入する。」、現行としては75という形ですが、「決算を早期に国民に分かりやすく開示する。平成17年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行う。その上で、中期地方財政ビジョンを策定する。不交付団体（人口）の割合の拡大に向けた改革を検討する。引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る。」などと明記してあります。

また、1番目に出しておられます国庫補助負担金の改革については、「総額、平成17年度予算、平成18年度予算において、地方向け国庫補助負担金について3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。」

各分野における説明については、文教においては、「義務教育制度について、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。」、2番目に、「中央教育審議会の結論が出るまでの平成17年度予算については、暫定措置を講ずる。」

社会保障については、「国民健康保険について、地方への権限移譲を前提に、都道府県負担を導入する。」

公共等その他について、「国の関与の必要のない小規模事業等については、廃止・縮減等を行う。」、2番目に、「公共投資関係の補助金の交付金化については、省庁の枠を越えて一本化するなど、地方の自主性・裁量性を格段に向上させる。地域再生の取り組みにおいても三位一体の改革に資するものとなるよう留意する。」、3番目に、「歴史的、地理的、社会的事情等の特殊事情に鑑み、沖縄等特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、その趣旨を踏まえ必要な措置を講ずる。」。

3番目に、国による基準、これはカットしまして、税源移譲について、「税源移譲は、次のとおり、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大については確実な対応を図る。

地方交付税の改革についてまた、「平成17年度、平成18年度は、地域において必要な行政課題に対して、適切に財源措置を行うなど「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭の基礎的財政収支黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。」、2番

目に、「税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に100%算入」、現行75としますということであります。また、「決算を早期に国民に分かりやすく開示するため、平成17年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行う。その上で、中期地方財政ビジョンを策定する。」、4番目に、「不交付団体の割合の拡大に向けた改革を検討する。」、5番目に、「引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る。」

4番目に、国による関与・規制の見直し、「地方からの提言に係る国による関与・規制の見直しについては、これまで以上の改革を図る。併せて、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減の観点から、地方公共団体のニーズを踏まえ、地方公共団体向け補助金等の執行過程における適正化等について、措置を講ずる。」

このような件に関して、「経済財政諮問会議において、適切にフォローアップを行う。」、このようなことがうたわれて、国は取り組もうとしておられるわけですが、私の言わんとしていることは先ほど言いましたが、地方分権の推進、これに対して権限、財源を地方に移譲する。その移譲を受けた自治体として自前でやっていけるだけの力を持たなければいけないということ。また、その受け皿となるだけの力を自分たちの中で持たなければいけないし、これには行政コストの削減がどう図るかにかかっているのではないかと私は思うわけであります。

まず、町長はこの予算が3月議会において承認され、執行されているわけですが、委託料が9億3,000万から9億9,000万に、約6,000万円増額となっておりますが、主な要因は三股中学校大規模事業建設委託料ではなかろうかと思っております。

そこで、私は、この全体的な案に対しまして本年度予算の一般管理費の委託料に1億427万1,000円が計上してあり、説明に受付案内業務委託料外とありますが、受付案内業務委託料の予算計上額を正確に教えていただきたいと思っております。これは財政関係の課長にお願いいたします。

続きまして、公課費が予算では、16年度総額で114万5,000円とあり、17年度は143万5,000円で増額となっております。この公課費につきましては重量税だと思いますが、集中管理の効果が出ているのかいないのか、30万の増額とはいえ公課費であります。いかがお考えでしょうか、お示してください。

続きまして、私は、行政事務連絡交付金ということに関係いたしまして質問させていただきたいと思っております。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（6番 重久 邦仁君） はい。

- 議長（原田 重治君） ちょっと質問事項に沿った質問にさせていただきたいんですが。
- 議員（6番 重久 邦仁君） はい、わかりました。質問事項に大枠で。
- 議長（原田 重治君） 質問事項の中に。
- 議員（6番 重久 邦仁君） はい。
- 議長（原田 重治君） 入っておりませんので。
- 議員（6番 重久 邦仁君） はい。
- 議長（原田 重治君） それはまたの機会にお願いしたいというふうに思いますが。
- 議員（6番 重久 邦仁君） はい、わかりました。私は、これは緊急かつ重大ではなかろうかと思ひまして、一言だけ言わせて、1分でよろしいので、時間をいただければと思ひます。それは自治公民館制度の件につきまして、行政事務連絡交付金の決定につきまして、来年度から各支部に対して行政事務連絡補助金交付金をゼロとするということを各地区の公民館長に対して連絡通知があった模様でございます。これに対して批判の話が出ております。我々支部は、館長の制度のもとに支部はおるが、行政事務連絡でありますいろいろな配付の問題につきまして。
- 議長（原田 重治君） 重久君。
- 議員（6番 重久 邦仁君） 支部委員長としては配りはできないのではないかとということに問題がある。
- 議長（原田 重治君） 重久君、そこでやめていただきたいと思ひます。
- 議員（6番 重久 邦仁君） はい、わかりました。
- 続きます、私はもう一つ緊急ではないかと思ひ指定金融機関のあり方についても一言言わせてもらいたいと思ひます。現在において農協支所は。
- 議長（原田 重治君） 質問事項に沿っておりませんので。
- 議員（6番 重久 邦仁君） 既に廃止をなっております。これで三股の指定金融と言えるかどうか、問題を私は投げかけたいと思ひます。
- 議長（原田 重治君） 質問事項に沿って質問してください。
- 議員（6番 重久 邦仁君） はい。
- 議長（原田 重治君） 資料も持ってきてない、取り寄せてないはずですから。
- 議員（6番 重久 邦仁君） はい。というようなことで、私が細部から言いますが、もとに戻ります。
- 地方分権の推進、これはあくまでもあまねく行政コスト削減なのか、住民サービスにおける削減なのか、そこを行政はしっかりととらえて、単独でいかれる以上、住民に対して行政サービスの質の低下、そういうことを招かないような町政であってほしいと思ひます。
- 以上をもって壇上からの質問とさせていただきます。終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、ただいまの重久議員の質問の要旨に対しましてお答えを申し上げたいというふうに考えております。

御承知のように本町は国の厳しい三位一体改革に対処するために、平成16年度行財政改革元年と位置づけまして大幅な行政改革、組織機構の見直し、事務事業の見直し、また、補助金等の見直し等に取り組んできたところでございます。いよいよ平成17年度行政改革初年度といたしまして、その実行の第一段階に入っているところでございます。

ところが、御指摘のように平成17年度当初予算の委託者の雇用委託料につきましては、平成16年度当初予算に比較いたしまして1,323万6,000円の増額となっております。これは社会保険料等の増もございしますが、人員の増によるものが主な理由でございます。

人員につきましては7名増の2名減の実質5名増となっております。人員増の理由といたしましては、電話交換業務の外部委託から内部雇用委託契約の切りかえによるものが1名、それから、長田小学校の複式学級、これが今までの1学級が2学級になったということで補助教諭の1名増ということになっております。それから、この4月にオープンいたしました総合福祉センター内の子育て支援センターの開設に伴う委託者の2名の増と。それと、施設管理業務、この4月から公共施設等の施設管理の業務を集中的に行うということで、ここに1名増をいたしております。それから、育児休暇、療養休暇等の補てんということで、ここに2名ということで、先ほど申し上げましたように7名増の2名減、実質5名増ということになっているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（6番 重久 邦仁君） 先ほど本年度の一般管理費の委託料の件につきましての質問が私あったらと思うのですが、質問事項を抜かされているのかなとは思いますが、お答えの方はいただけないのか、いかがでしょうか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それでは、先ほど御質問のありました受付案内業務ですか、これの正確な委託料額を教えてほしいというようなことであつたかと思つています。これにつきましては総額でつかんでおりまして、一人一人をつかんでおりませんが、受付案内業務につきましては委託者の中ではそれぞれ賃金額と申しますか、委託料額が違ひまして、一番低い金額で12万3,300円でございます。それから、一番高いところで28万1,000円でございます。この受付案内業務につきましては、一番低い額の12万3,300円、月額となっているところでございます。概算でございますけれども、200万程度かなというふうにとらえております。

以上でございます。

○議員（6番 重久 邦仁君） 公課費の額についてのお答えは。（発言する者あり）

○議長（原田 重治君） 重久君、どうぞ。

○議員（6番 重久 邦仁君） それでは、公課費についての30万円方増額になっている現実でお答えがないということは、まだ当初で上げただけですから、集中管理の費用はまだ当初予算ということで30万増を見てるだけで、重量税があるわけですけど、行革における集中管理システムを行っていくという町長の姿勢、先ほど大枠で私が言いました地方分権推進にかかわる大枠の中での答えをもらえればと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（原田 重治君） 質問の要旨にですね。

○議員（6番 重久 邦仁君） はい。

○議長（原田 重治君） 沿っておりませんので、当局としては準備をしてないと思いますので。

○議員（6番 重久 邦仁君） はい。

○議長（原田 重治君） またの機会に。

○議員（6番 重久 邦仁君） わかりました。

○議長（原田 重治君） 一般質問をお願いいたしたいと思います。

○議員（6番 重久 邦仁君） はい。

○議長（原田 重治君） よろしいですか。

○議員（6番 重久 邦仁君） はい。以上で終わります。

.....

○議長（原田 重治君） 発言順位2番、東村君。

〔7番 東村 和往君 登壇〕

○議員（7番 東村 和往君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、1市5町の合併を避け、町単独で自立の道を選択したということ、そして、国の財政状況により地方交付税が毎年毎年削減されているという2つの厳しい現実の中で、本町はどう財政運営を進めていったらいいのかということについて、一側面である公的施設の運営管理及び維持管理の面からお尋ねをしてみたいと思います。

本年3月末日をもって合併特例法の期限が切れ、本町においては町長の決断で、どことも合併せずに単独でいくということになりました。また、昨年12月定例議会に提出された住民発議による1市5町の法定協議会参加の議案が否決され、事実上、町議会も単独の道を追認した形となりました。このことがよかったのか、あるいは悪かったのか、判断の分かれるところであり、ある程度の年数を経なければ、だれにもわからないところでもあります。

しかしながら、既に歩み始めたことでもあり、その方向に向かって最善の努力をしていかなければ

ればならないことは紛れもない事実であります。今回の平成の大合併で数多くの自治体が合併することになりました。これはその主たる目的は合併することによって行政の効率的な運営を行い、経費の削減を図ることにあります。御承知のように地方交付税が年々削減、縮小されつつある中、ましてや政府においては市町村合併をさらに進めていくという方針であることからして、現状のままの市町村は緊縮財政を余儀なくされることは想像にかたくないことでもあります。

そこで、行財政改革の推進が必要不可欠の課題であるわけですが、本町においては町長が昨年を行財政改革元年と位置づけて、既に4月より課の統廃合が実施され、また、町議会においても議員の定数を3分の1削減し、18名から12名にする条例を可決したところでもあります。

しかしながら、まだまだ道は険しく、かつ長いものであらうと思われれます。そのためにはあらゆる方策を考えていかなければならないのでありますが、中でも公的施設の管理運営の見直しは避けて通れない部分であります。

そこでまず、本町における公的施設の運営及び維持管理状況はどうなっているのか、お伺いいたします。また、収入を伴う施設については、その収支の状況についてお示し願います。さらにはその改善すべき事柄について既に着手されていること、もしくは改善策を検討中のことがあれば、その方策についてお伺いをいたします。

次に、これらの公的施設を効率的に運営管理し、経費削減を図るための施策のあり方についてであります。全国的に見ますと、多くの自治体でアウトソーシング、すなわち、外部委託あるいは業務委託という方法を導入して、その成果を上げております。本町においても、部分的には外部委託している施設も幾つかありますが、これはあくまで一部分の業務に限られており、本格的なアウトソーシングとは言いがたいようであります。

また、一昨年、2003年9月から地方自治法の改正により導入された指定管理者制度を採用したり、あるいは募集を始めている市町村も結構ふえてきているようであります。現について先日の宮日新聞の報道によれば、宮崎県においても、県が現在、県公園協会、市町村などに管理を委託している34の公的施設について、その管理運営を民間に移すべく指定管理者制度の導入に向け準備が進められているとのことであり、また、都城市においても、幾つかの施設について指定管理者を募集しております。

本町においてアウトソーシング、あるいは指定管理者制度について何らかの形で検討がなされているのかどうか、お伺いをいたします。近年市町村の財政危機に伴い経費削減の一環として行政のあらゆる分野で住民との協働が大きなテーマとなりつつあります。念のため申し上げますが、「協働」とは、「協力して働く」という意味の協働であります。

では、その協働すべきといっても、具体的にそのパートナーはだれなのかということになりますが、一般的には自治会、町内会等の自治組織、あるいはNPOというふうな組織が挙げられま

す。

しかし、現在、全国的に見ても自治会等は市町村の下請ではないかとか、運営が一部の人に偏り、非民主的ではないかというような批判もあり、その結果として加入率は年々低下してきているというのが多くの自治体の実情であり、また、悩みでもあります。

一方、このような中で先進自治体においてはコミュニティー施設の運営管理を中心に担ってきたコミュニティー協議会、あるいは住民協議会等が長期間の地道な活動によって地域の問題解決能力を備えてきているようでもあります。

また、従来の民間への委託は常に市町村が上位で、民間が下位であるということを前提に契約が成立しているのが実態であります。これに対し自治組織、あるいはNPOとの協働のパートナーという関係はもはや上位、下位の関係ではなく、まさに夫婦と同じような対等な関係構築を目指さなければならないのでありますが、果たして本町においてこのような協働のパートナーが存在するのか、もし、なければ、そのパートナーとなる主体を育てる社会環境はあるのかといった点から考えていかなければならないと思いますし、長い期間かけて取り組まなければならない課題であろうと思います。本町においても自立の道を倒れることなく歩んでいくために、さらにはより発展させていくためにも歳出削減を推し進めていかなければならないという喫緊の課題を踏まえ、アウトソーシング、住民との協働、さらには指定管理者制度の活用を検討され、実現に向けて努力されんことを願って、壇上からの質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと存じます。

まず、①のまず質問の事項ですが、本町における公的施設の管理運営について、要旨といたしまして①のそれぞれの施設本体の維持管理の現状について伺うということでございます。本町の施設本体の維持管理の現状についてでございます。公共施設の管理運営については、これまでそれぞれの行政目的によって関係各課等で維持管理してきたところでございますが、効率的な施設の管理と経費の抑制及び住民サービスの向上を図るため、総合的な維持管理ができないかを行政改革の専門部会、第3部会並びに担当者で構成する分科会等で検討してきたところでございます。

その結果、4月から都市整備課に施設管理係を設けて、体育施設の屋内、屋外を始め地区分館や公園、道路等の施設貸し出し及び管理並びに施設の草刈りなど一係で総合的に管理し、住民サービスの向上に努めているところでございます。この施設の総合的な維持管理については、今年度初めて係体制を施行したところでございますので、施設の貸し出し等については、地域の行事調整に努めながら、計画的な貸し出しに心がけていますが、これまで住民の方々に御迷惑をおかけした面もあるかというふうに存じますが、管理に関する諸問題を解決しながら、効率的な施

設の管理を目指してまいりたいというふうに考えております。

それから、②の収支を伴うものについては、その状況ということでございます。公の施設は住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために使用料及び手数料条例を設けて受益者負担をいただいているところでございますので、施設ごとにつきましては関係課長に答弁をいたさせます。

それから、③の改善すべき点についてその方策を伺う、公共施設の予約管理から維持管理まで総合的な管理体制を目標といたしまして、現在、施設管理係で施行しておりますので、問題について今後協議、検討しながら、円滑な管理運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、④の指定管理者制度、あるいはアウトソーシングを取り入れて経費削減をする考えはないかということでございます。指定管理者制度、あるいはアウトソーシングを取り入れて経費削減する考えについてでございますが、国は公の施設の管理については、指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図るよう指導されているところであります。本町においては、現在、施設の一部で専門的技術、資格が必要な部分については外部の専門業者に管理を委託しているところでございまして、一般的な部分については委託職員等で管理している状況であります。今後は管理について、これまでの費用対効果を十分に分析しながら、その方法を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、昨日の宮日新聞に指定管理者制度の事項が掲載されておりましたが、国におかれましては6月中に有識者でつくる民間委託推進研究会、こういうものを国の方は6月中に設置いたしまして、そして、いろいろ民間委託、それから、指定管理者制度等について十分協議をいたしまして、来年の3月までにその報告書をまとめるということになっているようでございます。そういうことで、今後この指定管理者制度については、国並びに県の方からもいろいろと指導、助言があるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 今、町長が答弁の中に②の収支を伴うものについてはその状況を伺うという点で、各課長に答弁させますということでもございましたけれども、多岐にわたりますので、私の方でまとめておりますので、私の方でお答えしたいというふうに思います。

まず、収支の状況でございますが、平成16年度、一番新しい数字で申し上げれば一番参考になることかと思っておりますけれども、今現在、財政分析につきましては税務財政課の方で今、分析中ではございまして、もう少し時間がかかるということでもございます。いわゆる決算統計の中でございますけれども、15年度の決算が出ておまして、大きくは変わらないだろうというふうに思っております。したがって、15年度の決算で申し上げたいと思います。

まず、全公共施設の維持管理費の人件費でございますけれども1億2,132万8,000円、それから、物件費でございますが5億951万8,000円、うち外部への委託料が4億683万9,000円でございます。それから、維持補修費等が2,207万4,000円、その他683万2,000円、合計の6億5,975万2,000円となっているところでございます。これに伴いまして、逆に使用料等の収入でございますけれども、これにつきましては8,687万3,000円となっております。今申し上げましたのは一般会計でございます、これに町立病院が加わるところでございます。

町立病院につきましては、16年度のこれは見込みでございますけれども、およその数字が出ておりますので、見込みで申し上げます。まず、収入でございますが、経常収益が4億9,910万6,000円、それから、支出の経常費用でございますけれども6億1,674万9,000円でございます。差し引き経常収益がマイナスの1億1,764万3,000円となるところでございます。収支については以上でございます。

その他、③の改善すべき事項でございますけれども、これにつきましてはそれぞれ施設ごとに多々あるところでございます。しかしながら、本年度、17年度の行政改革の中でこの辺の問題点を解決するということでございますので、詳細にはまだまとまってないところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） できれば施設、個々の数字が欲しかったわけですが、急なことでありましたのでやむを得ないかと思えます。ただいま総体的な数字が示されましたけれども、人件費、物件費、維持費含めて6億5,975万2,000円というようなことで、結構な金がかかるものだなという感じがいたしております。できれば、病院は、今、個別に発表ありましたが、文化会館とか、総合福祉センターはまだ始めたばかりですけれども、そういう数字が欲しかったんですが、また後日その点は伺いたいと思えます。

本町に数ある公的施設の中で、今、一番の課題を抱えているのは、そして、早急に手を打っていかなければならないというのは町立病院であろうと思えます。そこで、その現状と申しますか、実態をつぶさに洗い出していきたいと思えますが、これは総務企画課長の報告では経常の収入、支出の数字が出ましたけれども、これは経常収支であって、もちろんこれには交付税が入ってまですし、一般会計からの繰り入れもあるわけです。病院そのもの、いわゆる医業の部分ということは洗い出すと、かなりの赤字を出していることが実状ですね。

そこでまず、病院の事務次長が見えてますので伺いますが、現在、病院の会計において現金、預金の残高は、最新のやつで結構ですが、幾らになってますか。

○議長（原田 重治君） 病院事務次長。

○病院事務次長（西村 尚彦君） それでは、お答えします。

病院会計における現在の残金ということなのですが、今つかんでいるところでは、5月末現在で約3,000万というところですが、6月に入ってますが、まだ今のところ月締めで集計してませんので、5月31日現在で現金残高約3,000万というふうになっております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） 5月末で約3,000万という結果のようですが、全体からすると大分残高が少ないと。差し当たって今月の薬品代等の支払い、あるいは今月20日の職員の給料の支払い、また、今月は期末手当の月になっておりますが、6月は。その支払いが何とかなる状況でしょうか、どうですか。

○議長（原田 重治君） 病院事務次長。

○病院事務次長（西村 尚彦君） その点につきましては先月ですか、三役及び関係課長と協議いたしまして、先ほどありました病院には交付税相当分というのが歳入されます。これが通常でしたら6月の期末手当、もしくは12月の期末手当のときにその金額の一部を病院の方に繰り入れるという措置をとってたんですが、当然現金不足が生じますので、それを先食いして足りない部分を補充していただくということで対応しております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） なかなか台所事情は火の車というようなことですがけれども、町長には後で伺いますけれども、まず、税務財政課長にちょっと伺いますが、課長は3月末まで会計課長をされていたわけですが、この実態は認識されていたはずであります、今、財政を預かる課長としてどのようにこのことを考えておられますか。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 3月まで会計におりまして、非常に現金、預金が少ないということで、非常に懸念しとったわけですが、何とか決算の段階では繰り越していったというふうに思ってます。先ほど事務次長の方から言いましたように、ことし先食いして交付税等の繰り入れを入れたということで、非常に厳しい状況でございまして、非常に好ましくない状況だとは思いますが。

しかし、健全経営を目指して、今後、医師不足等による収益の減ということになっておりますけれども、その辺を十分検討しながら、不足分についてはこのままいきますと、大体月に1,000万近い赤字という形で、1年間を通じますと1億円を超える赤字ということになりますので、その分、財政的な支援というのもし方ないだろうというような感じもしてるわけです。

今後、健全経営に向けて何とか検討をしていくと、必要があるんだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） 町長も先日こういう実態について緊急の対策会議を招集される予定があるとちょっと聞いたんですけども、その点、次長が言った5月末の会議というのはそれですか。最近対策会議開かれましたか、ああそうですか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 御承知のとおり三股町の国保病院につきましては、昭和29年の12月に開設いたしまして、以来50年ということで、本町の地域医療の拠点施設として貢献をさせていただいてございますが、近年生活文化の変遷を初め、生活圏の拡大、また、交通アクセスの利便性、医療圏の拡大、また、医療技術の目覚ましい進歩、発展によりまして町内を初め、都城地域の病院や診療所が多数開設されて、地域住民の疾病予防や治療に重要な医療機関となっているところでございます。

このような中、本町の町立病院が中核的な医療機関といたしまして役割を果たしてきたところでございますが、御承知のとおり国民医療費の増大に伴う医療保険制度の抜本的な改革が進められ、医療費の抑制策といたしまして被保険者への一部負担の増加及び診療報酬の削減など病院経営は一段と厳しい状況下に置かれているところでございます。さらには施設の老朽化を初め、医師の臨床研修制度による医師不足などによって患者の減少は甚だしく、経営はまさに危機的状況になっているところでございます。

そういうことから、昨年あたりからいろいろと経営に対する抜本的な見直しを行うということで、いろいろ検討をしたところでございますが、さきの3月議会でも病院に対する審議会を設置いたしまして、そして、検討に入るということを申し上げたところでございますが、その審議会を設置する前のある程度の方向性を見出してからということで、現在、主管課の方では精力的な資料収集等に、また、情報の収集等に精力的に努めているところでございます。

そういうことで、この現状につきましては議会の最終日にいろいろと現状の報告について申し上げていきたいというふうに考えておるものです。ひとつ御理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） これはうわさでちょっと聞いたんですけども、最近ですか、医師会病院が高速インターの近くに移転する計画があると、そういうことに関して、これはうわさ

を聞いたんですけれども、医師会の方から町立病院のベット数40が欲しいということで、町長に相談があったとかという話を聞きましたが、これ事実ですか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） これにつきましては今年の2月ですかね、医師会病院の院長の方から話があったところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） その結果、町長はどのような対応を、そのことに関しては答弁されたんですか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申し上げましたように非常に病院の経営が厳しいということから、まだ内部でも十分検討中だから、検討した後、また協議しようということで話をしたところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） 私に言わせれば渡りに船じゃなかったかなという気がしないではないんですけれども、次にいきます。

先日だった、4月だったですか、全協で院長も一緒に同行されて建て替えの構想が発表されたですね。その根拠として、平成39年までの経営シミュレーションが示され、この数字は私にはちょっと理解できないような内容ですけれども、この建て替えについては町長が院長と何か、約束か何かされたことがあるんでしょうか、院長と町長の間で。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 実は今の坂田院長は、去年の4月1日に就任されたわけですが、その前に院長をお願いするときに、院長の方からもそういう、先ほども申し上げましたように老朽化が激しいということから、ひとつ施設の整備を図っていただきたいということであったわけです。そういうことも今後施設の整備をやっていきたいと思いますということは話をしたところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） 先ほど総務企画課長の方から経常収支については数字が出ましたけれども、平成15年度の決算書によると医業収益から医業費用を引いた数字は、年間1億4,000万の赤字となっております。これが月に直すと約1,170万、1日当たりになると約

38万円ずつの赤字が出ている計算になります。これは医業収益に限ってです。

また、去年の半ばごろからですか、整形外科がなくなったことで、去年の4月とことしの4月を比較すると、外来と入院を含め、患者の数が1,000人も落ちてきていると。最近急速に経営状況は悪化してきているようです。16年度の決算幅が出てませんが、正確な、9月議会で出てくると思うんですけども、さらに加速度を増して赤字幅が拡大しているんじゃないかと思うんですね。

この概算によると、16年度決算あたりは年間医業収益から医業費用、純然たる病院の経営の数字を見れば、年間16年度は2億ぐらいの赤字になるんじゃないかという予測も出てるようですが、ちょっとこれは大変な数字だと思うんです。今度のような状態であるわけですが、15年度の決算書、昨年9月議会に出されたわけですが、この決算書を見ますと、結論としてこう記載されてるんです。一番最後の末尾の部分に、「しかしながら、今後も経営の健全化に努め、医療、保健、福祉の連携を図りながら、住民に親しまれる病院づくりに職員一同取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ町民の皆さん方の格別な御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます」、こういうふうに結んであります。

しかし、ここまで来れば、もうどう努力しても無理なんじゃないかと思う気がするわけです。聞くところによりますと、病院の院長は医者不足ということもあるんですが、昼食をとるのが夕方4時か5時ごろだそうです。また、その上に、最近1カ月間当直を1人でこなした月もあるということも聞いております。今見えておりますが、次長は病院の院長が過労で倒れるのではないかと心配しているような状況のようです。もちろん、他のスタッフやら看護師、あるいは事務局職員も頑張っているだろうと思います。

しかしながら、どう頑張っても、どう努力しても、現状の体制のままでは開きの道はないのではないかと、私はそう思います。医業収益に占める人件費の割合が4割を超えると民間病院は倒産だと言われております。

ところが、本町の町立病院は15年度決算で人件費の比率が68%、現在、16年度出れば、大方の数字が出ると思うんですが、約80%に達するんじゃないかという状況であります。これを人間の病気、がんに例えれば、がんの段階を示すのに1から5まであるそうですが、5の完全な末期症状じゃないかと思えます。何もそういう問題がなければ、私も現状のまま存続するのが一番いい方法だろうと思います。

また、今働いている職員の方々、そしてまた、町立病院に治療に通っている患者さん方もそれにこしたことはないと思うんです。それを検討中とはいえ、何とか現状のまま存続できればということをお前からおっしゃっておりますが、町長は大変心の優しい人なんだろうなと私は思うんですね。町長の政治信条、対話と協調、そしてあるいは公平、公正な政治ということをお

っしゃってるわけですから、そういうふうを感じるんですが、大きな言葉で言えば、人間愛に満ちあふれているということになりましょうか、そういう感じがしますが、今の町立病院の実状を見るなら、そんな悠長なことは言っておられないと思うんです。改革を断行するには、ある程度の痛みをこうむる人たちが出るのはやむを得ない。宗教家とか、あるいは博愛主義者ならそういうことでもいいでしょうけれども、少なくとも政治家、なかんずく首長であればそういうわけにはいかないだろうと思うんです。

極端な言い方をすれば、中国の故事にも「泣いて馬謖を切る」という言葉がありますが、明日のため、また、将来のためを考えれば、ある程度の犠牲を出すことはやむを得ないと思いますし、また、ここまで崖っ縁に追い込まれていれば、もう事務長やら次長、あるいは職員の権限ではどうしようもない状況に追い込まれているのではないかと思います。これが民間であれば、経営者のトップはとっくに責任をとらされているんじゃないかと思うんです。トップである町長が早急に判断して、執行部内でも検討しながら、しかし、最終決断は町長でしょうから、早急に方向性を決断していつてもらいたいと思うんですが、しばらく検討してというさっきの御答弁でしたが、なるべく早い方がいいと思うんですが、いつごろ——いつごろと具体的な時間はいいんですけども、その辺の気持ちをもう一遍お聞かせ願います。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 病院のことにつきましては、本町の当面する最重要課題でもあるわけでございます。言われておるように伸ばせば伸ばすほど赤字がかさむということで、私も頭を痛めているところでございます。

そういうことで、先ほども医師会との云々ということを言われましたが、今、総務企画の対策監を中心にいたしまして、いろいろと折衝もいたしております。電話したり、そしてまた、向こうに行ったりして、精力的に今、交渉を続けているところでございます。なるべく早く結論を出していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） 私の考えですけれども、一般的にもそうだろうと思うんですが、今後の方向として考える選択肢は3つ、それ以外にもあるかもしれんけど、まず、1つとして、廃業する。病院を閉めるということです。もう一つは、民間の病院、いわゆる外部委託をするという方法。もう一つは、病床を持たない。診療所、いわゆるクリニックに切りかえると。一般的な考えはこの3つぐらいの方向しかないんじゃないかという気がするんですが、早急に検討したいということのようですので、町長としても大変苦渋の決断を強いられることになると思うんですが、必死の努力をして頑張っていたいただきたいと思います。

病院については以上であります。

次に、指定管理者制度については、先ほども申し上げたように、県でも総合青少年センター、総合福祉センターなど13の施設について早急に指定管理者制度を募集するという事になっておるようでございます。

また、お隣の都城市では、神柱児童センター、都原児童センター、林業総合センター、それと今、建設中ですが、総合文化ホールについて、その運営を民間に任せようということで、指定管理者を募集しております。インターネット上で見ると、既に募集期間を過ぎておったようですが、どこも申し込みがなかったようですけれども、募集するという事については既に活動を始めているというような状況ですけれども、本町においてその施設を引き受けるだけの能力、あるいは力を持った民間団体、あるいは民間業者が存在するのかどうかということがまだわかりませんけれども、本町としては何らかの施設を、指定管理者を公募して任せようという具体的な事例があるかどうか、お伺いします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 指定管理者制度につきましては、本年度の行政改革の中の重要な課題の一つとして入ってるところでございます。どれができるのかということで、今、担当の方で検討しておりますけれども、早急にやるべきかどうかということでございますが、養護老人ホーム清流園、あるいは町のデイサービスセンター、こういったところが既に管理者制度としてやらなければならないような体制になってるところでございます。この辺をどうしていくのかというのがまず今現在行われている状況の中です。

しかし、それに限りませんで、文化会館、あるいは図書館、あるいはその他の公共施設について、指定管理者制度をとれないかということで検討することになるだろうというふうに思います。しかも、本年度から検討が始まると。早いものにつきましては来年4月にはそういった制度で動かなければ、年度途中でやるということは非常に難しいのかなというような意見もあるところでございます。すべてではありませんけれども、急がなければならないものもあろうかなというふうに認識しております。

ただし、先ほど町長が答弁しましたように費用対効果というものを十分考えながらやらなければ、出した結果が結局、金額が上がって、自前でやった方が安いというような場合もありますので、そのところは十分注意しながらやっていかなければならないというふうに思っております。

その一例として、今年度でございますけれども、電話交換を今まで外部に出していたところがございます。360万程度で入札で外部に出しておったところがございますが、今年度から外部出さずに、逆に町の直接管理のもとに置いたところがございます。その結果、約250万程度で費用がなったところございまして、110万程度の費用がういたというようなこともございま

す。

したがいまして、外部に出すにはすべてが指定管理者制度というのではなくて、費用対効果を見ながら、出せるものは、しかし、出していくという姿勢になるのではないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） 外部委託にしろ、あるいは指定管理者にしろ、目指すところは経費の削減ということですから、かえって高くついたり、サービスの質が落ちるようであれば、本末転倒だろうと思うんです。そういうことで、その辺は庁舎内でよくそれぞれの担当課で検討されて、どの方法がいいのかということが今後の課題だろうと思うんです。指定管理者については民間、あるいはNPO等で募集するわけですけれども、まずこれについては、まず条例の整備をしなくちゃいけないという点もありますし、また、公募して受け皿がなければ、なかなか募集に応じてくる団体もないということもあったり、多少今後時間もかかるだろうと思いますけれども、いわゆる歳出削減ということに向けて今後順次検討をしていっていただきたいと要望しておきたいと思います。

具体的な話をちょっとだけお伺いしますが、ある町では総合運動公園を青年団に指定管理者として任せたとところがあるぐらいなんです。まだ実績が出てないので私も数字はわかりませんが、本町には青年団は今、組織がないけれど、例えばの話ですが、各地区公民館、あるいはコミュニティセンター、6地区と2地区あります。この運営管理を自治公民館連協、もしくは地区の壮年連協等に受け皿としての能力が備わればの話ですが、そういう方向というのは考えられないかどうか、先の話で申しわけないんですが、可能性はあるかどうか、お聞きしときたいと思います。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） まだ具体的に考えてるわけではないので、難しいんですが、ただ、指定管理者制度をするに当たりましてはNPO等のものもできないかといったものも一つの対象になっておりますので、当然今、お話がありました公民館、あるいは青年団、そういった組織のことも一つの検討材料ではあるかなと、ものによってはできるものはそれでもいいのではないかというふうな考えがあります。先ほどから申しますように、そういった場合に費用対効果はどうなのか、それから、指定管理者制度としての組織がしっかりしているのかどうかとか、その辺も一つの検討材料になっていくのではないかなと思います。

したがいまして、全くそれが対象にならないということは、ここでは申し上げられないというふうに思います。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） 指定管理者となると、いわゆる使用料ですか、そういうものも自分たちで取って、払うものも払うというのが指定管理者ですので、そう簡単にはいかんだろうと思うんですが、よく地元でも私らの3地区なんかでも近隣公園、あるいは地区公民館あるんですが、ミニバレー、あるいはグラウンドゴルフなんかでしょっちゅう使ってる方々が、例えば、草刈りとか、あるいは地区公民館の清掃、ガラスをふいたり、床の清掃とか、今、月に2回程度ですか、シルバーから来て掃除はやってるようですが、そういうのを地元の人でできれば、その分経費節減になるなど。指定管理者という大げさになりますけれども、外部委託とか、そういう形で、どっちみち金を払うにしても、地元のそれこそ壮青年、もしくは婦人会とか、そういうものが若干の手数料を払うか、もしくは自分たちの施設だから、自分たちで掃除しようと、ボランティアでそういうふうにするのか。いずれにしても、何らかのそういう方法も考えながら経費の節減というものに向けていかなくちやならないんじゃないかと思うわけです。今後の検討をよろしくお願いいたします。

1点だけ、もう一つ伺っておきますが、福祉課長ですか、旧老人センター、これはどういうふうな予定といたしますか、解体するのか、それとも活用していくのか、活用するとすれば、ちょっとらっとは聞いたんですが、どっかの団体に貸し出すとか、どういう方向に考えていらっしゃるんですか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 老人福祉センターにつきましては、そこに社協が事務局としてあったわけですが、今回の総合福祉センターに移動したと。その跡地については、今、ひまわり作業所が、あそこで生きがいデイを社協でしてたんですが、そこをひまわり作業所の方で利用ということにいたしております。

しかし、ひまわり作業所が山王原の方にあったわけです。あそこはトイレとか、いろんな部分で障害者にマッチしていない部分があったということで、老人福祉センターの方に移転という形をとったわけです。

しかし、近い将来、ひまわり作業所も法人化せざるを得ないという状況があるんです。そういうことで、あそこを拠点としてそういう法人化に向けて活動をするということにいたしております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） 現在、既にひまわり作業所が使ってるというわけですね。さっき

聞いた気もしましたが、家賃とか、あるいは使用料とか、そういうのは取っていらっしやらないということでしょうか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） これについては、あそこの維持管理等もひっくるめて電気料とか、そういう部分についてはひまわり作業所で負担していただくというふうに思っておりますので、使用料については取らないということにさせていただきます。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） 幾ら財政難とはいえ、すべての団体から取るものは取れということ私を言いたいんじゃないで、御承知のようにひまわり作業所も苦しい財政会計内容みたいですので、その辺は大目に見て、臨機応変にやるのがいいんじゃないかと思えます。それが血の通った行政じゃないかと思えます。まず、そっちの方はそのようなことでお願いしたいと思えます。

今後、時間がなくなりましたが、経費削減、小さな役場を目指して指定管理者制度の必要性はますます増してくることは間違いないことでもあります。どうか、町長を筆頭に職員一丸となって努力されるようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで11時25分まで本会議を休憩します。

午前11時17分休憩

午前11時27分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番、斉藤さん。

〔1番 斉藤ちづ子君 登壇〕

○議員（1番 斉藤ちづ子君） それでは、質問に入ります。

まず、公園整備事業について、1番、今後の整備計画についてお尋ねいたします。

2番目に、地区別の利用状況はどのようになっているのか、お聞かせください。

2番目、シャトルバスの運行について、春の花まつり期間中に駅前などの使用場所とまつり会場を結ぶシャトルバス（仮称）花バスを走らせる予算措置が次年度からできないのか、お聞きしたいと思います。

3番目、チャイルドシートの無料貸付制度について、その後の取り組みはどのようになっているのか、民間の動きの調査や元気の杜を利用しての取り組みの検討などお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

公園整備事業について、①の今後の整備計画についてでございます。公園の役割といたしましては、環境の維持改善、スポーツ、レクリエーション及び交流コミュニティー活動など、人との触れ合い、心の安らぎの場を提供して、多くの人たちに利用していただいているところでございます。本町では矢ヶ淵公園、長田峡公園など環境維持改善を意図した公園、椎八重公園など美しい景観に配慮した公園、レクリエーション、交流コミュニティー活動に配慮した新馬場公園、植木公園などの都市公園が40カ所、さらには河川敷を利用した緑地広場が10カ所、合計で50カ所、面積にいたしまして58.17ヘクタールを都市整備課において管理いたしているところでございます。

その中の都市公園につきましては身近な公園としての機能を持つ街区公園、近隣公園、総合公園、運動公園がございまして、合計で15カ所、44.36ヘクタールで、本町の都市計画区域内の1人当たりの公園面積が19.29平米でございます。1人当たりの公園面積は平均で、県平均が17.8、全国平均で8.7ということになっておりますが、本町の1人当たりに対する公園面積は、国、県の平均より広く提供をいたしているところでございます。

このような中、現在の整備状況につきましては、国の制度事業によりまして椎八重公園のつつじの植栽、植えかえ、それと、上米公園のパークゴルフ場の整備を実施しておりまして、それぞれ17年度から18年度をもって完成予定といたしているところでございます。今後の公園整備につきましては、現在の公園施設の適切な維持管理に努め、厳しい財政状況に配慮しながら、町民の要望に対しましては慎重に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、②の地区別の利用状況ということでございますが、これはそれぞれ主管課長をもって答弁をいたさせます。

それから、シャトルバスの運行についてでございます。本町では上米公園の夜桜まつり、椎八重公園のつつじまつり、民間主催のしゃくなげ花まつりと、3月下旬から5月上旬まで約1カ月半にわたりまして春まつりが開催されておりまして、県の内外から毎年多くの観客がお越しをいただいているところでございます。

しかし、交通手段はマイカーがほとんどで、電車やバスなどの公共交通の利用はほとんどない状況でございます。つつじまつりに関しては昨年度まで数年間、県道の渋滞緩和の目的で、大野農村広場を臨時駐車場にいたしまして、土曜、日曜にシャトルバスを運行してまいりました。

しかし、近年椎八重公園内の駐車場が拡充されたことに伴いまして渋滞が緩和され、ほとんど利用者がいない状況が続いたため、今年度からそれをとりやめている状況でございます。

また、最近は高齢者や障害者の方々に多くお越しいただいておりますが、社会福祉協議会や福

社施設等のマイクロバスやワゴン車の利用が多く見受けられます。これらのことからシャトルバスを運行した場合でも利用者の大半は町内の方になるかというふうに考えます。現在、町内では検討を進めておりますコミュニティバスの協議の中で、あわせて協議検討をしてみたいというふうに考えております。

それから、3番目でございますが、チャイルドシートの無料貸付制度についてということでございます。その後の取り組みはどうかということでございます。

さきの平成16年6月議会の一般質問でお答えをしたとおり、町独自のチャイルドシートの無料貸付制度については考えてないところでございます。また、民間の動きといたしましては、母子寡婦福祉会では、平成15年より不用となった物品の登録制による無料紹介を実施しております。今後の活動を注視、注目いたしているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） それでは、公園整備事業の②の方になりますけれども、地区別の利用状況について報告を申し上げます。

この数字につきましては使用届け出を行っている公園、これはありますけれども、農村広場、これにつきましては概算であります。平成16年度の実績の数字を申し上げたいと思います。それと、公民館広場、これについては利用状況について届け出を行っておりませんので、利用者数について把握ができていないということが実情であります。把握できておる施設の利用について報告という形になります。それと、年間の使用回数についても報告申し上げますけれども、この使用回数については、例えば、1日に3つの団体、これが使用があった場合は3回として計上しておりますので、そういう形で御理解をお願いしたいと思います。

まず、1地区ですけれども、回数として596回、利用人数2万4,325人、これにつきましては公園が早馬公園外3カ所あります。合計で4カ所という形になります。

そして、2地区になります。2地区が利用回数209回、利用人数8,545人、ここにつきましては公園と公民館広場があるんですけれども、公民館広場につきましては把握できておりません。上米公園のみの人数になります。

3地区、利用回数318回、利用者数9,569人、これは一町田公園が1カ所であります。

4地区、利用回数40回、利用者数2,927人、ここは3カ所あります。

ただ、4地区公民館、ここがわかりません。把握できておりません。そして、田上の農村広場があるんですけれども、ここは利用日数はちょっと不明であります。利用者数が780人という形になっています。

5地区、使用回数364回、利用者数3,328人、ここにつきましては農村広場を含めて

3カ所ありますけれども、16年度に仮屋農村広場ができましたので、仮屋の農村広場につきましては実績はまだございません。

6地区、使用回数1,253回、利用者数3万4,706人。6地区につきましては蓼池公園外6カ所あります。

7地区、使用回数933回、利用者数4万3,765人、ここにつきましては新馬場公園外、現在、利用しているのは4カ所という形になります。

8地区、使用回数389回、利用者数1万678人、稗田公園1カ所のみであります。

最後、9地区、使用回数608回、利用者数2万1,497人、植木公園1カ所のみであります。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） はい、ありがとうございます。公園整備事業についてであります。先ほど町長が町民の要望に関しては慎重に考えていくという返答をいただきました。

それと、今の地区別状況を聞かせていただいたんですが、6地区、7地区、8地区、9地区ですか、利用度が多いし、利用してる人数も多いということで、これからの公園整備について、そこら辺の地区別状況についての町長はそれをどうとらえているのかをお聞かせください。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 公園整備につきましては、年次的にそれぞれ整備を行っているところでございます。御承知のとおり、本町は人口が増加の傾向にあるわけでございます。

そして、さらには若年人口、宮崎県でも一番高い比率を占めている、17.3%ということでございますが、県下で一番若い人口が多いということから、やはり公園の整備につきましては児童の健全育成、さらには老人の方の健康づくりの場ということで、年々整備をいたしているところでございます。

先ほど課長の方が説明を申し上げましたが、地区別に考えますと、いろいろ公園の多いところ、少ないところでいろいろアンバランスがあるようでございます。これにつきましてはそれぞれの主管課で、都市計画また産業振興課などの行政立場において整備をした関係で、このようにアンバランスができたんじゃないかというふうに考えているところでございます。今後も必要に応じて整備は図っていきたいというふうに考えているところでございます。

特に、上米公園につきましては、昭和63年から平成18年までの計画を持っております。ということで、先ほども申し上げましたようにパークゴルフにつきましては、17年度から18年度で完成をする、椎八重公園につきましても、今、つつじの植えかえをやっておりますが、これも補助事業によりまして2年計画で、18年度完成の予定でございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） 率直にお聞きしますが、今、請願で沖水川の河川敷公園をと
うことで議会に諮っておりますけども、請願がもし通れば、町長さんはいつごろ実施して
いただくか、そういうところの考えをお聞かせください。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 現在のところ計画は持っておりませんが、これらについてはせ
っかく請願が上がってきておるので、それぞれの常任委員会で十分協議、検討はされ
ると思います。そういうことで、現在のところ計画は持ってありません。

ただ、三股橋から上の方、これにつきましてはエコフィールド整備するときに、野鳥の保護区
ということで10年間の指定を受けているということもございますし、この解除がなければ、
どうにもならないわけでございますので、その辺についてはひとつ御理解をいただきたい
というふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） わかりました。これは続いて私もまたいろいろ勉強して、
また質問をぶつけていきたいと思っております。

次に、シャトルバスの運行についてであります。なぜこういう質問をしたかとい
いますと、三股町といえばメーンは春だと思っております。それで、「花と緑と水の町」とい
う三股の春の花まつり期間中に行きたいけど、足がない高齢者がたくさんいるんです。
私も頼まれました。だけど、10何人いらっしゃるのに、連れていくのにやっぱり3往復ぐ
らいしないと連れていけないと。

だから、ある一定のそういう場所から、そういう花バスならぬシャトルバスを出
していただけたら、有料でも結構だと思うんですが、そういう何というんですか、地元の
すばらしい自然を行きたいけど、行けない、見れないという人たちに対して考えられ
ないものか。

そして、今、桜はどこと言ったら、やっぱり三股の上米公園という声が返って
くるんです。そういう地元のいいものをもっともっとアピールする必要があると思
うんですけども、町長は三股町のすばらしい自然をアピールするのにどのようにお
考えか、私の言う花バスならぬそういうものは考えられないのか、もう一度お聞
きしたいと思っております。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども答弁を申し上げましたように春の三大まつり、
これは上米公園の夜桜まつり、そして、椎八重公園のつつじまつり、そして、早馬
まつりということでございます。そういうことで、年々お客は増加の傾向にあるわけ
でございますが、以前と比べて現在、御

承知のとおり車社会でございます。ほとんど車でお客は見えます。歩いてくる人はいないわけ
でございますので、そういうことで、昔の時代であれば、そのようなシャトルバスというよ
うなことも考えてもいいんじゃないかというふうに考えますが、椎八重公園で一時、大野の
広場から椎八重公園まで、運んだ経緯がございますが、これも最近は公園の中の駐車を
整備した関係で、ほとんどそういう何がなくなったということで、今年度からシャトル
バスの運行もやめた経緯がございます。

そのようなことで、今、まつり、イベントというものは本町だけではなくて、全県下
それぞれの花の名所、いろんなまつり行事をやっているわけでございますので、以前は
早馬まつりも南九州の二大まつりということで、母智丘のまつり、そして、早馬神社
のまつりということで、二大まつりということで盛んに学校なんかは昼からは休校に
していたような盛んな時代があったわけでございますが、現在はそのようなぎわいが
以前より非常になくなったというようなことも考えているところでございます。PRは
いたしますけれども、シャトルバス運行については今のところ考えてないところで
ございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） 考えていないということですけども、本当に上米公園
の夜桜とか、すばらしい景観というか、本当に三股町にはすばらしいものがあるな
ということを私は本当に思うんです。自分の周りに行きたいけど、行けないとい
う人たちがいらっしやるんですね。だから、そういう人たちのためにも、その
期間中だけという、そういうものを今後考えていっていただきたいなという思
いを込めて、この件は終わります。

最後に、チャイルドシートの件ですが、平成12年4月1日にチャイルドシート着用が
義務化されて、ことしで5年がたちます。昨年に引き続き、ことしも4月20日か
ら30日までの間、検察庁とJAFが合同でチャイルドシートの着用状況調査を
した結果があります。全国1万3,336人の調査によると、着用率は49.1%
でした。昨年よりも1.7ポイントはふえていますが、2年連続50%を下回
るという結果であります。なぜチャイルドシートを使わなければならないのか、
必ずしも理解していただいていないのが実情であります。乳幼児の事故防
止及び保護者の負担軽減を図るため、また、チャイルドシート着用推進を
図るためにも無料貸付制度を実施していただきたいと思っております。

それで、前回のときに衛生面のことをちょっと言われましたが、これも実際
そういう制度をやっているところと聞きますと、シートカバーをクリーニング
して返却するという措置がとられています。現在、インターネットで出
してみますと、この制度を実施しているところが、私の知る限り、愛知
県岡崎市、新潟県与板町、福島県矢吹町、千葉県木更津市、青森県五所川原

市、富山県高岡市などなど北海道もたくさんあります。

だから、そういう実際制度を取り入れてあるところなんかに関わらせたりとか、そういうことはしていらっしやらないのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 以前にいろいろなところに問い合わせた経緯がございます。導入、チャイルドシートが着用が義務化される時にですね。その後はよそへの調査はいたしておりません。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） チャイルドシートがどうしても無料貸付ができないという理由は何でしょうか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） これは前回、前々回も2回ほど同じ質問でございましたので、お答えしたかと思えますけれども、まず、衛生面もでございます。衛生面の前に安全性という問題がございます。それを紹介するという事は、果たして壊れていないのか、事故が起こったときに外れてけがしないのかという安全面がまず一番でございます。それから、衛生面も当然でございます。そういうことで、行政がみずからこれをやることはどうかなというふうに思っております。

ただ、私ども民間の中のそういった動きが若干ある、ここら辺がもうちょっと発展すればなという意見は持っているところでございますけれども。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） だったら町の広報誌とかにチャイルドシートを意識づけするような、そういう記事を載せるとか、何か方法があると思うんです。そこら辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） これは先ほど町長が申し上げましたように町としては考えていないところでございまして、その辺を安全面でチャイルドシートをしましよとか、そういったことは、もし、着用率が低いということであれば、そういったことは取り上げることは可能かなと思います。

ただ、それを再利用を云々というのはちょっと検討しなければ、安易には書けないというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） それでは、福祉課長にお伺いします。

元気の杜ができたんですけれども、そこを拠点として無料貸付が町でできないとなれば、情報の何ですか、使わなくなった人たちが次の人に貸してあげるよとか、そういう情報をできるというようなことは元気の杜では考えられないでしょうか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 先ほど町長も答弁の中でしたが、今、母子寡婦会で日常生活物品リース事業というのを実施しているんです。これは平成15年、2年前に立ち上げた事業です。これにつきましては実績として7件ということです。電気製品が多いですね。テレビとか、掃除機、そういう部分なんですけど、利用が少ないという部分もございます。電化製品の需要が多いということでございますが、これにつきましては、いわゆる母子寡婦会が事務局なんです。一応契約については譲り受けた人、譲りたい人の間で契約をするということなんです。

だから、譲りたい人がそこに持ってきて保管するという部分じゃございません。当人同士でやりますよと、その紹介をしますよという事業なんです。チャイルドシートについては実績として今のところないんです。元気の杜でやれんのかということなんですけど、これはボランティア事業がございます。ボランティアが14団体ぐらいあるんですか、そういうボランティア的にやるべきじゃないかなというふうに思っております。総務企画課長の方でも申し上げましたが、行政対応ということになると、ちょっと無理があるのかなと。これはやはり団体としての事業の方がいいんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） わかりました。今、母子寡婦のそういう団体が、そういうのを電気製品とか、そういうことの譲り受けとかをやってるということですよ。事業を。本当に知らないから、そういうことをやってるということ事態をもっとアピールしていただいて、そういう場で利用していただけるような方向をとっていただきたいなと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで13時まで1時間、暫時本会議を休憩いたします。13時まで。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（原田 重治君） ここで山領君が少しおくれるということですので、それを許可しております。

休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位 4 番、的場君。

〔16 番 的場 茂君 登壇〕

○議員（16 番 的場 茂君） 私は、先般通告しておきました町の行政執行状況についてと、多世代交流についての 2 点について質問と御意見を申し上げます。

昨年 11 月 26 日、政府・与党は三位一体の改革の全体像を決定しました。先ほど 6 番議員が申されましたとおり、その趣旨は、「国と地方に関する「三位一体の改革」を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図る。」となっております。

しかし、現実には補助金削減ありきの数字合わせと、火種を先送りした妥協の産物であり、改革の名にほど遠く、分権改革が中央省庁や族議員による政治的な駆け引き材料になってしまったような気がしてなりません。その証拠に地方の権限などなかなか見えてこないのが現実であり、極めて遺憾と言っても過言ではないと私は思います。

地方交付税の取り扱いについて一つ取り上げても、2005 年、6 年度は地方側に配慮をし、安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保するといいいながら、地方財政計画の適正な計上に努めることも盛り込まれている結果、財源保障機能が発揮できるかどうか、極めて疑わしい状況であります。交付税は地方のむだ遣いには該当せず、むしろ交付税におけるソフト面の算定の充実こそ求められていると私は思います。本来の三位一体改革は地方自治の確立に向けた地方分権改革であり、自治体の自己決定の幅を拡大し、自由度を高めて、創意、創造に富んだ施策を展開することにあると思います。そういう意味からも地方から税源戦争とも言うべき運動を進めると同時に、住民や現場の声を生かした改革の実現に全力を挙げるべきだと思っております。まず初めに、私の考えを申し上げます。

以上、申し上げましたが、実際には国庫補助負担金の改革、税源移譲、地方交付税の改革が動き出してあります。三股町もこの現実を直視した中で、苦しい難関を切り開くために 16 年度を改革元年と位置づけ、行財政改革に取り組んできましたが、その進捗状況と問題点はないか、お聞きいたします。

次に、このような行財政改革をスタートするまでには審議会や各部会など、協議検討をする機関を経て取り組みがなされていますが、一般的に実施された安堵感とそのほっとしたことでややもすると行政側に緩みが出て、進捗状況の把握や分析がおくれてくる要素が多々起きるのではな

いかと思われませんが、その後の分析や協議はどのような機関で行っていくのか、教えてください。町民に立った地方自治でなくてはならない関係から、あえてお聞きいたします。それと同時に、行財政改革のみが先行して、現場の無理や町民サービスが後退してはならないと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

次に、今回はスタート間もない関係と、全体的に聞く余裕がありませんので、1点だけ絞って地区公民館制度の変更についてお聞きいたします。

この制度は長年にわたり築いて実施してきた三股町独自の伝統ある公民館制度を平成4年に紆余曲折して、町民みずから活動する自治公民館制度と行政が生涯学習活動を強化促進するために設置した地区公民館制度に改正してきた経緯があります。今日まで自治公民館制度は順調に機能を発揮して活動しています。一方、地区公民館制度については、地区公民館長の取り組みや関係課の職員の努力にもかかわらず、町民の意見や厳しさがあつたことも事実だと思えます。

ところが、今回の改正で地区公民館が分館に変更になりましたが、今日までもいろんな面での厳しさや、また、各公民館に館長が非常勤として配置されていても、町全体としての活動に差が生じてきたと言えましょう。そのような過去を考えたとき、今後の生涯学習活動に対しての影響は出ないのか、そのことをお聞きして、あわせて対策と取り組みをお聞きかせください。

2点目の質問に入ります。

三股町総合福祉センターがスタートしてから今日まで、センター所長を中心に委託された社会福祉協議会の職員などの皆さんが一致協力しながら執務に誠心誠意取り組まれている姿を見たとき、つくづく関心しているところであります。今後も内容の充実と行き届いた福祉活動が当センターを中心にとり行われることを期待しております。

そこで、本題に入ります。

この事業の始まりは、温泉施設を中心とした多世代交流を目的とした取り組みがあつたのは皆様方御承知のとおりであります。しかし、社会状況の変化に伴う財政的面と、日向市における事件や、また、近隣市町村の温泉施設など、もろもろの状況を分析した結果、今日の施設に変更され、現在、順調にスタートされたことも、これまた事実であります。

このような経過を経てまいつた関係で、多世代交流の場として町民に機会を与えることを検討される時期が今来ているのではないかと思います。その証拠に関係機関や私たち議員に対しても多くの要望や意見が参っております。

まず、1点目に、せっかく良質の30度以上の温泉湯が出たのに、一定の方のみしか利用できないお風呂では不公平ではないかという御意見もあります。確かに目的が福祉施設の関係者利用であるとしても、利用しない時間とか、土曜、日曜日に開放するとか、検討して実現に向けての努力をされるお考えはないか、お聞きいたします。

次に、実は昨年6月28日に北諸5町の副議長政務調査で、長崎県有明町総合福祉センターに私も参りました。この有明町は、総合福祉センターの隣に総合文化センターもあり、本町と類似した施設と配置でありました。施設外には2,500万円の資金で腕湯、足湯の施設が立派な屋根つきでつくられ、当日は町民の婦人の方や高齢者の方たち20人以上の利用者がおられ、笑い声の耐えない風景を見てまいりました。

そこで、せめて三股町も交流の場でもあり、健康づくりにも役立つ、このような施設をつくり、安らぎと喜びを与えるべく行政側も視察研究を行い、つくる方向で検討する考えはないか、お聞きいたします。

以上、壇上での質問を終り、あとは自席で質問いたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、三股町における行政執行状況について、この中の①の町長は三位一体改革のもとに改革元年と位置づけ、行財政改革を実施したが、その進捗状況と問題点はないかということでございます。御承知のとおり、国は三位一体の改革を推進して、地方はみずからの支出をみずからの権限、責任、財源で賄う割合をふやし、真に住民に必要な行政サービスを地方みずからの責任で、自主的、効率的に選択する幅を拡大するとしております。したがって、行政の効率化、歳出の縮減、合理化を初めとする行政のあり方、受益と負担の関係を抜本的に見直すため、昨年度、行財政改革元年と位置づけて取り組んできたところでございます。

一方、本年度は改革実施初年度として、既に組織機構の見直しで大課制の実施を初め、施設等の使用料改正、公民館の分館制度、収入役辞職に伴う未設置など、これまでの体制を大幅に見直し、経費節減に努めているところでございます。これらの実施に伴い、現状では各事務事業ともスムーズに推進しているため、今後問題点については早急に方策を検討して、改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、2番目の執行状況の分析と協議はどのような機関で行っていくのか、町民の立場に立った地方自治でなくてはならないということですが、執行状況と協議についてでございますが、行財政改革は最小の経費で最大の効果を得るような改善でなければならないので、これまで取り組んできた改革の執行状況については、改革内容を評価しながら見直してまいりたいと考えております。

なお、協議については今年度も行財政改革部会を設けておりますので、再評価も含めて協議してまいりたいというふうに考えております。

それから、3番目の行財政改革のみが先行し、町民サービスが後退してはならないと思うが、

町長の考えを聞きたいということでございますが、町民サービスが後退してはならないということでございますが、行財政改革は厳しい財政状況の中では避けて通れない喫緊の課題でもございます。

したがいまして、住民サービスの面の改革については、県内及び1市4町の各事務事業の基準、受益と負担の関係などを把握し、住民の理解と協力を得ながら、さまざまな見直しを図り、健全な行財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、4番目の地区公民館制度の変更に伴う生涯学習に及ぼす影響はないのか、今後の取り組みを示せということでございますが、これにつきましては教育長の方から答弁をお願いしたいと思います。

それから、2番目の多世代交流について、総合福祉センターがスタートし、町民も関心を持っていると多くの意見を聞く。多世代交流を目的とするなら、もう少し多くの町民が利用、参加できる場にできないかということでございます。

総合福祉センター「元気の杜」の利用につきましては、子供からお年寄りまで利用できる幅広い層にわたる福祉の向上及び生きがいづくりを目的とした福祉の拠点施設として、ことし4月から供用開始に入ったところであります。現在、福祉団体、ボランティア団体、生きがいデイサービスなどの多くの方々が利用されている状況でございます。今後、子育て支援センター並びに創作室等が内容的に充実しますと、さらに利用者もふえていくものと考えております。

そのような中で、介護予防として温泉を活用した生きがいデイサービス事業は利用者から大好評を得ておりますが、一方では利用対象者としてひとり暮らしの方などの制限がなされており、特定された方の利用となっております。また、町民の方々からも利用したいという問い合わせも多数寄せられておる状況でございます。そのようなことから、今後利用対象者の制限を検討し、なるだけ多くの方々の介護予防として有効利用を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、現在、100トンの温泉湧出に対し生きがいデイの湯量50トン利用でございますが、残り50トンについて元気の杜の温泉浴場の一般開放などを含めて、17年度を検討期間として有効利用を検討していきたいというふうに考えております。先ほど申されました足湯の件、これについても今後17年度で検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 失礼します。4番目の地区公民館制度の変更に伴う生涯学習による影響はないのか、今後の取り組みについての質問でございました。

先ほど議員からありましたとおり、公民館制度が平成4年度に発足しまして、本年度4月から

大きく変更になりまして、これを廃止して中央公民館の分館として位置づけているところであり
ます。分館の貸し出しは都市整備課の施設係で行い、かぎの管理は1地区公民館におきましては、
昼間は役場、そして、夜間は体育施設のかぎ管理の方をお願いをしております。体育施設として
利用できる3地区公民館、3地区分館、そして、6地区分館におきましては、商店を経営されて
いる民間の方をお願いをして、それ以外の分館は自治公民館を利用しているところの自治公民館
長に委託しているところであります。分館の貸し出しとかぎの管理が異なることから、最初制度
変更直後は一部で重複、使用許可など若干のトラブルがありましたが、現在は順調に推移してお
ります。

生涯学習はこれからますます推進していかなくてはならないと思います。中央公民館、地区分
館における主催教室において、昨年度は18教室の296名でした。本年度が20教室の
321人と、ほぼ同等の運営となっております。これからも推進をしていくところですから、ふ
えるのではないかとということも考えております。今後改善すべき点があれば、主催教室、自治公
民館等々と協議しながら検討していくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） ただいま回答をいただいたわけですがけれども、やはりこのよう
な大事なことよりも、本当に厳しい改革が始まった割にはその回答が余りにも簡単過ぎたよう
な気がします。と申しますのは、私は質問の中に問題点が起きているんじゃないか、問題が起き
てるのを協議する機関はどうなってるかという意味で聞いたのではないんです。短期間であつて
も、この点は部会とか、検討委員会で検討してきても、やっぱりスタートすれば、いろんな問題
点が発生するのは事実なんです。

だから、その都度やはり改革した以上は処理をしていかないと、事後処理では済まないものだ
と思います。そういう意味からも今まで——今、町長の説明ではまだ問題がないように聞いてお
りますが、いろんな町民のお声をお聞きしますと、いろんな町からいただいていたのが3割カッ
トされたりしていくのが改革なのか、その改革によってそこで活動する運動とか、サービス面と
かというのが後退したら何の改革であるかということと言われる人はおります。

だから、少なくとも単独でスタートした中で、また、三位一体の改革がなされているわけです
から、町民としては単独でやったからこんなふうになっていくんかなと、やっぱり誤解し
てる人もおると思うんです。

だから、その中で、本当の三位一体改革のあり方ということも、いろんな面で町民に対しても
理解をいただくような方法も考えていかなくてはいけないんだと、私は思っております。

それで、もう一回確認しますが、そしたらスタートしてから後も部会でいろんなチェックとか、

問題点とかというのをやって、庁議とか、そんなので執行を進めていくんですか、その辺をひとつ聞いておきますが、それと——まず、それをちょっと聞いておきたいと。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 今の問題でありますけれども、先ほどの町長の答弁の中にも今後問題点については、部会等で検討していきますよということでございます。実はまだ昨年検討しまして、実施はこの4月からなわけでございますけども、まず、一番身近と申しますか、私たちの大課制の問題につきましては、実は1カ月たった時点で、5月の13日だったと思っておりますけども、5月の16日現在でまとめておりますが、問題点を実は把握、拾ったところでございます。

これにつきましては、先ほど町長が申しあげましたように、部会等でその悪いところは改正すべきかどうかということも踏まえまして、検討していきたいというふうに思います。全体的に問題点が上がってきてるところは、いろいろな施設管理が場所が離れているとか、それから、なかなかふなれと申しますか、そういった意見が目立っているところでございまして、これらも今後その辺の解決を図っていかなきゃならないというふうに考えております。これは部会で早速評価したい。で、これは大課制だけですけれども、一般に住民向けのものも評価していく必要はもちろんあるだろうと思います。

ただ、4月から実施が始まりましたので、いろんな制度で削減されたものもあるわけですけど、そういったものはなかなか、まだ現時点では住民からの直接的な御意見は、なかなかまだ出てこないという状況ですので、そんな中でそういったものも把握しながら、していかなきゃならないというふうに思っております。そういうことで、今現在は大課制についての問題点だけを一応把握したところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） その部会というのは今度の人事異動前の構成でやっていくわけですね。今度新しい中の部会というのがまた発足するわけですか。わかりました。

それで、それは課設置条例を含めた庁舎内の問題ですけれども、その中で今後大事なことは管理職を含めた部会の構成というだけでは矛盾点とか、町民サービスに対しての後退というのはわかってこないと思います。だから、そのことをやっぱり窓口で働く人たちの声を吸収できるような、そのシステムを特に検討していただきたいと思います。

それと、これだけ厳しい9つの課が減ったわけですけれども、その中で吸収されて、いろんな部分から集まったわけですから、今までの縦割りの行政だけではなくて、いろんな連絡網も含めて、1つの例を挙げてみますと、これは本当に大変なことだと思っておりますが、福祉課長は知っておられるわけですけれども、例えて言えば、自宅介護する方に対して高齢者の介護手当というのは

わたりますね。

ところが、支給する場合には申請しなくてはならないということがあるんです。税務署なんかは取る方は見つけたままで、こうやって巻き上げますけれども、何かいただく場合になれば、弱者の立場になった場合には必ず申請させる。それをしない人にはそれを上げないというシステムになっております。

だから、その辺をこれだけ近代化された時代ですから、介護5、介護4という認定なんかがあった場合には、その手当をある係に対してぱっと通知が行くような、そして、本当に弱い立場の人は自分に金が来るかな、来るかなとって申請するんじゃないんです。それを辛抱して、国保税なんか下がるようにということで自宅介護するわけですから、そういう方に支給することによって、感謝の気持ちで町がくれるとするなら、今、介護の方が発足する前からの補助金、手当ですか、だったそうで、30名ぐらいもらってない方がおられると聞きますので。

だから、今後そうだから、今、例を挙げたんですけど、今後そのような関連がある部分の意志疎通はできるような体制、そういうのをつくり出していかんと、何のために課がたくさん集まってくるようになったのか、効率的な面も検討することは現場で働く職員の意見を吸い上げるということが一番大事だと思いますので、その辺をお願いしておきたいと思います。

それでは次に、福祉センターの関係は前向きな回答をいただきましたので、これは省きますが、これは教育長にちょっとお聞きしますが、私、生涯学習活動というのは、かぎの担当はどうだとか、そういうことで私は今度取り上げたんじゃないんです。というのは幾ら何でも、平成4年にあれだけ二分したと言ったらおかしいけど、7地区なんかでも、けんけんごうごうだったんですよ。今までのあり方が正しいんだと、行政のことも絡んでるけれども、そんなに分ける必要はないんじゃないか、自治公民館と地区公民館をです。

それで、地区公民館の場合は行政指導として行うわけですから、その中で幾ら非常勤であっても、今まで館長がおられてもいろんな不満が出る。それはなぜかという、結局は生涯学習促進がおくれているから不満が出るわけです。例えば、教室の問題でも、ただ広報で流す。そして、カラオケ教室の例を挙げればカラオケ教室、それは自分で申し込む。そして、集まらない。その教室はなくなっちゃう。どんどん後退するのは当たり前なんです。それを促進するために行政がどう指導するかというのが行政の立場の地区公民館制度じゃないかと思うんです。

だから、今、各地区の公民館長がおられんようになったわけですけども、これは差しかえがまだないから、条例は変わっておりませんので、前の条例を見ますと、館長が公民館で行う各種の事業という、これは第4条です。6項目書いてあります。条例はできてるわけですかね。条例で今までどおりにやるとするならば、中央公民館の館長がそれを今までどおりの活動として生涯学習活動が促進できるものでしょうか、私はその辺が心配でありませんが、その辺はどうで

すか、お聞きしておきます。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 今、御質問がありましたとおり、私たちが今、一番懸念した点は、公民館制度から自治公民館の管轄にするということで、事業の停滞があったらいけないということが一番ネックだったんです。それで、今まで公民館長がやっていた事業を今度は自治公民館長が実施するというでいくことにしたわけでありまして。公民館制度を廃止した経緯は御承知のとおりだと思います。いろいろ改革の中身としてやりました。

それで、そのあたりは十分課内でも検討いたしまして、生涯学習にかかわるそれぞれ教室とか講師の問題とか、そこあたりは十分話をしながら進めているところで、それで、17年度事業を開始して、そのあたりが非常におかしいというなら、またいろいろ検討しないといけませんが、そういうものが起きないようにやっていくつもりでありますので、そのあたりを御理解していただきたいと思っております。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） 7条なんですよ。今度は職務の関係ですけども、これも改正をなされているか何か知りませんが、これだけの改革をされたんだから、条例も変わっていくとは思いますが、館長が公民館の行う各種の事業の企画実施、その他必要な事務を行う。そして、所属職員を監督するとなっております。これは中央公民館だけのことじゃないと思うんです。

だから、平成4年のときに、私は意見を申し上げたと思いますけれども、本来なら地区公民館であれば、都城の妻ヶ丘公民館みたいに職員を配置して、この条例にも掲げてあります。図書を置いたり、子供たちと交流を深めたりするようになってるわけですから、それがかぎを自治公民館長に預けるような状態で、今ですね。そんなやり方で果たして地区公民館の機能は回っていくのかなというのがあるんですよ。

審議会のあり方でも教育経験者とか何とかと書いてありますけれども、経験した人たちがただ集まって企画をするだけでは、公民館活動というのは、僕は成り立たんと思うんです。その地域の盛り上がりによって公民館活動というのは盛り上がっていくわけですから、その辺を教育長、今後いろんな機構をつくられて判断されて徹底されるように取り組まれると思いますけれども、その辺をしっかりやっていただきたいと思います。本当に担当課の職員が苦しんでおられると思います。あれだけ一生懸命やってきたのに、なぜ各地区においてのアンバランスがこんなにあるのかな、かぎばかり預かってる公民館長だとか、そんな批判が出るようではまだやっぱり行政からの指導がまだ届いていないんだということになるわけですから、その辺の内容に頑張りたいと思います。

それから、最後に申し上げますが、本当に壇上でも申し上げましたけれども、今回の三位一体

改革の中で本当に苦しい財源の中で、私たちも課設置条例についても本当に苦慮しましたし、悩みました。その中でもこのように今、職員も町民も苦しいながらも努力しているわけです。その中で、補助がカットはされたが、今度はその地域活動の運動まで後退していけば、町は前進しないわけですから、その辺の心配をみんなしておられます。

だから、そのことを特に独自に進んできた三股町として、ほかの1市4町とは違う改善された、すごいなというような評価が受けれるような体制をつくらないと、何のための単独かわからんわけですから、その辺を含めて今後行政執行に当たっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 発言順位5番、上西さん。

〔3番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。通告に従いまして質問してまいります。

まず最初に、町長に政治姿勢についてお尋ねいたします。

5月10日行われました戦没者慰霊祭に初めて参加しましたが、本町でも761人の方が戦死され、忠霊塔に名前が刻まれておりました。この数は当時の人口から見ると、実に4件のうち1件が軍人としてこの戦争で命を落とされたこととなります。ちなみに、私のおじ、つまり父の兄弟も2名、その名前が刻まれておりました。戦争の悲惨さを二度と繰り返してはならない、平和のとうとさを後世に語り継がねばなりませんと親族代表の方が慰霊の言葉として語られていましたが、私も全く同じ気持ちで、この言葉を聞かせていただきました。同時に60年前まで行われたこの戦争は我が国の非戦闘員、女性、子供を含む一般国民の命と財産をも容赦なく奪い、第二次大戦による日本人の死者は310万人、また、この戦争による海外侵略によってアジア諸国での死者は2,000万人に及んだと言われており、人類史的にも恐るべき足跡を残したのです。

しかし、1945年以後60年間、我が国は一度も多国と戦火を交えたことはありません。言うまでもなく、我が国にはこうした苦難の体験と悲痛な反省に立って、戦後間もなく制定された日本国憲法、その前文に、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」と明記されることにより、9条第1項には、「戦争と武力の行使は、永久に放棄する」、9条2項には、「陸海空軍その他の戦力は持たない」という不戦の誓いが込められる、このことが我が国の不動の姿勢となっているからにはほかなりません。

ところで、最近、ことし4月に自民党は憲法改正試案を発表、民主党の提言取りまとめ、国会憲法調査会による最終報告書作成、そして、2007年に憲法改正を実現するという日程で具体的な形で準備を進めています。改正の内容は、憲法の幾つかの条文にわたっていると言われます

が、こうした動向の真のねらいは何といても、ここに今、問題としている第9条の改編にあります。どう変えようとしているのか、これまで一般に知らされている範囲で申し上げますと、この第1項の「武力の行使によって、国際紛争を解決する手段を放棄する」、つまり、戦争放棄の条項はそのままにして、第2項、「陸海空軍その他の戦力は持たない。国の交戦権は、認めない」の部分を変えようとしていることです。

このことは文言上、第1項の戦争放棄を残しておいて、実際には今、既に存在している自衛隊を軍隊として認知させ、アメリカの元国務長官アーミテージ氏の憲法9条は日米軍事同盟の邪魔者だという発言に象徴されるアメリカ政府の圧力に屈して、世界に火種を仕掛けるアメリカ軍の戦争に協力できる条件を整えようとする策謀以外の何物でもないことが客観的に見てとれるのであります。

ここで町長にお伺いいたします。現憲法の99条に、「天皇を含め、大臣、議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と規定していますが、町長はこの立場をお持ちになっておられるかどうか、まず、お尋ねいたします。

次に、この憲法第9条が現行の第1項、第2項を含めて我が国の平和と安全に寄与しており、今、憲法調査会なるものが進めている改編の動向は国民の幸福追求の理念に反するものと考えますが、この点についてお伺いいたします。

2番目、介護保険見直しについて、2000年4月にスタートした介護保険制度は丸5年が経過しました。介護保険法は5年ごとに法律改定が義務づけられており、今国会で見直し論議が行われております。本来であれば、この5年間を振り返って、どこに問題があるか、どう改善しなければならないかという本質的な議論をしなければならないのに、今回の見直し案は、まず、国の財政支出抑制ありきでつくられている、これが最大の問題であると考えます。介護保険の見直し案は、大きく言って2つの問題があります。

1つは、国の負担をできるだけ軽くして、その分を国民、あるいは介護保険利用者にしわ寄せしていくという問題です。介護保険制度は、もともと介護の御苦勞を家族だけで背負うのではなく、社会で担うという国民の願いにこたえるという面もありましたが、政府のもう一つのねらいに高齢者介護に対する国の負担を減らすという面を当初から持っていました。この制度の導入以前は、国が介護にかかわる費用の2分の1を負担していたものを、介護保険導入後は4分の1に減らしています。今回の見直しではさらにホテルコストという名目で施設の入所費用を大幅に引き上げて、利用者の負担をふやし、一方で要支援、介護1の利用サービスを制限して、国の費用負担を大幅に減らそうとしています。

もう一つの問題は、予防重視型システムへの転換ということについてです。あるケアマネジャーの方が話されていましたが、「このごろは介護を受けたいのだけど、国が介護を受けんよう

にと難しくしていくので、どうせだめやろうね。」と認定を申し込む前から言われる人がいる。わずかな年金からも介護保険料が徴収されるのに、いざ介護を受けようとする、サービスを受けられない。このような介護保険の見直しになっているように思いますが、この件について具体的な点にかかわってお尋ねいたします。

1つ、新予防給付の創設が言われていますが、具体的にどういうことでしょうか。

2つ、要支援、介護1の人で家事援助が受けられなくなる人が出てくると聞いていますが、どのくらいの人に影響を受けるのでしょうか。また、ヘルパーさんたちの仕事も少なくなるのではないのでしょうか。

3、改定案が通ると、ことし10月から特養ホーム、老人保健施設の居住費用と食費、材料費、調理コストですが、介護保険の対象外となると聞いています。それについて本町で施設入所者は現在、何人ぐらいで、影響はどのくらいと予想されますか。ショートステイを利用する人、デイサービスの食費も値上げになると聞いています。どのくらい値上げになるのでしょうか、また、低所得者に対する対策はとられているのでしょうか。

予防重視の仕組みとして、地域支援事業が導入されると聞いていますが、どのような計画でしょうか。

5番、地域包括支援センターを新設し、予防給付対象者に対応すると聞きましたが、本町でもセンターをつくることになるのでしょうか。また、つくるとしたらケアマネジャー、保健師、社会福祉士の3人が必要となるそうですが、どのような運営、仕事になるのでしょうか。

次に、乳幼児医療費について、本町における平成15年度現在の児童人口は5,529人で、平成11年度と比較すると203人の減となっています。出生数も平成14年、15年度では62人の減となり、減少傾向にあります。少子化は将来の日本と三股町にとっても重大な問題となっています。少子化問題は本来政府が総合的に進めなければならない課題ですが、同時に多くの地方自治体が独自の少子化対策を進めており、乳幼児医療費無料化の対象年齢を引き上げるのもその一つです。

子育ての大きな不安の一つに子供の病気があります。子供は病気にかかりやすく、抵抗力が弱いと重症化することも多く、病気の早期発見、早期治療を支える環境が重要であり、その意味で、子供の医療費の心配をなくすことが大きな子育て支援になることは言うまでもないと思います。乳幼児医療費助成の対象は、本町の場合4歳未満までですが、ちなみに、来年1月に合併する都城北諸4町は、現在5歳未満まで助成している山田町に合わせて、来年4月1日から実施したいと3月の都城議会で答弁されたと聞いています。一方、高原町、野尻町、須木村は、既に早くから医療費無料化を小学校入学時まで広げて実施しています。

また、県は就学前までの幼児の入院費を県と各自治体で助成する子育て支援幼児入院助成事業

を、ことし10月から実施する予定と聞きました。おくれらせながら、本町でも乳幼児医療費助成制度を小学校入学前の児童まで広げることについて、前向きで取り組むべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

まず、1番目の政治姿勢についてでございます。①の憲法をどう思うか、②の憲法改正が取りざたされているが、どう思うか、特に、第9条を変えようとしていることに対してということでございます。日本国憲法は、日本がさきの対戦に敗れた後、昭和21年、アメリカの占領軍主導のもとでつくられたことは皆様御承知のとおりでございます。日本国憲法は、戦後60年を経て、自衛権の問題、プライバシーの問題、地方分権、司法制度、皇室問題など現実にそぐわないのではないかというような意見が提起されているところでございます。しかしながら、平和を目指す平和憲法であることは疑う余地のないところでございます。

なお、憲法は、国家統治の基本体制を定めるものでございまして、国法——国の法律——国法、秩序の頂点をしめる国家の最も重要な法でもございます。国家の柱であるというふうに理解をいたしております。

今、我が国はいかにして自国の自分の国の平和を守っていくのか、いかにして世界平和に国際貢献していくのか、難しい問題を抱えております。憲法改正、特に、憲法第9条の改正が取りざたされておりますが、これは戦後我が国が抱えてきた自衛権の行使という問題と深くかかわっているかと思っております。第9条の改正がどのように改正されるのか、現時点では明確に示されておりませんが、いずれにいたしましても、日本の安全と平和につながるものでなければならぬと痛感をいたしております。今後、国におきましては国民への十分な説明と国会での十分な論議、審議の上、慎重に対処していただきたいと強く望むものでございます。

それから、2番目の介護保険見直しについてでございます。

まず、予防給付の導入とは具体的にということでございます。予防給付の導入につきましては、現行の要支援と要介護1の一部を対象とし、自立支援をより徹底する観点から、軽度者に対する保険給付について、新たな予防給付へと再編を行おうとしております。具体的には既存のサービスの通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、訪問看護などについては、生活機能の維持向上の観点から、内容提供方法、試算などの見直しであります。

また、新たなサービスについては、筋力向上、栄養改善、口腔機能向上など効果が明確なサービスについてモデル事業等を踏まえ、介護保険の基本理念である自立支援を考慮しながらの予防

重視型システムへの転換となっております。

それから、②の家事援助が受けられなくなる人がいると聞いているが、その人たちは何人ぐらいかと、町としてどうするかということでございます。家事援助につきましては、平成17年4月現在156名であります。家事援助は生活援助中心型のサービスとなり、利用者がひとり暮らしであるか、または家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合を対象としております。また、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合に利用できることとなっております。さらに、要支援、要介護1の一部が予防給付のサービスに移行することになりましても、適切なケアマネジャーに基づいて提供されるものは認められると考えております。

それから、3番目の施設の居住費、食費は全額自己負担なると影響額はどのくらいかということでございます。施設の住居費、食費は全額負担となることに対する影響額でございますが、平成17年4月現在202名の方が施設を利用してございまして、実際に施設サービスを利用するときにかかる費用は施設と契約内容により異なりますが、保険料第3段階で月に3万円程度になります。利用者においては大変な負担増となると思いますが、国は在宅の介護保険利用者との給付費の均衡を保つ施策として説明をいたしております。

なお、このことにつきましての低所得者対策により、入所者の負担が過剰とならないよう負担軽減がなされる予定でございます。

それから、④の地域支援事業とは、地域支援事業につきましては、要介護状態の発生予防を目標に、要介護状態に陥るおそれの高いもの、虚弱高齢者等を対象として運動機能向上等の介護予防に資する事業を主として集団で実施することが目的となっております。事業の内容といたしましては、介護予防事業、包括的支援事業、介護予防マネジメント事業、総合相談、支援事業及び包括的、契約的マネジメント支援事業、その他の地域支援事業を取り組んでいくものであります。

それから、5番目に、地域包括支援センターとはということでございますが、地域包括支援センターにつきましては、今般の介護保険制度の見直しにおいて総合的な介護予防システムの確立やケアマネジメントの体系的な見直しを踏まえ、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として創設する方向で検討を進めているものであります。この地域包括支援センターは、地域の高齢者の実態把握や虚弱への対応など権利擁護を含む総合的な相談窓口機能、介護予防マネジメント、包括的、継続的なマネジメントなどの3つの基本的機能を持つものとして位置づけられております。

なお、社会福祉士、保健師、スーパーバイザー的ケアマネジャーなどの専門職種の配置が義務づけられており、時代の要請にこたえて新たな機能も備えていく必要があるものと考えられます。このことにつきましては第3期介護保険事業計画策定に伴い、今後検討していくことにいたして

おります。具体的な事項等につきましては、主管課長に答弁をいたさせます。

それから、3番目の乳幼児医療についてでございます。乳幼児医療についてでございますが、この助成制度は少子化対策の一環の子育て支援事業として4歳未満の乳幼児を持つ保護者を、3歳未満は、県の補助を受けて、3歳以上4歳未満は、町単独で支援してきたところであります。平成13年の2月には償還払い方式から現物支給方式に改正され、また、医療機関での自己負担も1カ月1,000円を超える額の助成から、1レセプト300円の自己負担に改正されたものであります。今回、県において入院に限って、ことし10月から小学校就学前まで助成を行い、保護者負担を1レセプト「300円」を「350円」にし、実施に向けて検討をいたしているようであります。

一方、合併を予定している都城市と北諸4町においては、合併協議会の中で、ことしの12月までは現行どおりの支援とし、合併時、1月から4歳までを実施し、就学前までの支援については今後検討するとのことのようにございます。

このような状況下、本町におきましても、実施となると、町の負担でやる医療費助成額が2倍強に膨れ上がることも予測されますが、少子化対策、子育て支援からも合併後の都城市と足並みをそろえることも大事であることなどを踏まえた上で、今後十分検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 町長の答弁で憲法問題、少し回答がきちつとなつてなかったんじゃないかなと思うんですが、憲法99条に、「天皇を含め、大臣、議員、公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と規定していますが、町長はこの擁護する義務ということに立場をお持ちになっておられるかどうか、そのところは回答されておりましたけど。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 99条にそのような憲法の擁護ということが書かれているわけですが、全くこれについては同意をいたしているところでございます。やはり憲法は国家の、先ほども言いましたように基本になる柱でもございますし、憲法は遵守していかなければならないというふうに考えております。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 次に、今、憲法9条を変えようとしている、このことに対して9条の1項は、「戦争と武力の行使は、永久に放棄する」とあるんですが、2項のところ、「陸海空軍その他の戦力は持たない」というところを変えるんだと。今の自衛隊を入れるんだというふうなことでごまかしておりますが、このところがやっぱり問題になると思うんです。その

ことに関して自衛隊を持つということになると、国連憲章第51条に、集団的自衛権が発動できるというふうになっております。そのことに関して、憲法9条を変えるということに関して町長は町の責任者として、住民の福祉と財産を守る責任者としてどうお考えかどうか、お伺いいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、第9条の第1項は、武力で脅かすことも、武力を行使することも禁じております。また、第2項では、陸海空軍を持つことも、国の交戦権も認めないということで、両方とも過去の歴史を否定をいたしております。自衛権の行使につきましては、私がここで言うべきこともないわけですが、これにつきましては国政レベルでですね、十分協議が審議がなされるものと考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 国政レベルでというふうな形で逃げられましたけど、私は、憲法9条を守るというふうなことは二度と戦争はしない、町民の人たちを戦場に行かせないという思いを持って、もっと積極的な意味で考えてほしいなというふうに思っております。憲法9条が放棄するというふうなことは、侵略戦争の反省を放棄することであり、アジアと世界に対する不戦の誓い国際公約を破り捨てることになると思うんです。これは日本の国際的信頼のはかり知れない失墜になるのではないかと思いますので、ぜひ町長も個人的には憲法改正だけでも、言ったらいかんですけど、守るように取り組んでほしいなというふうに考えて、要望しておきます。

次、介護保険のことについて具体的にお伺いいたします。

今、予防給付というふうなことが行われておりますが、福祉課長にお伺いいたします。現在の介護1、要支援、そういうふうな方々が何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） お答えをいたします。

要支援の場合は259名です。要介護もですか。

○議員（3番 上西 祐子君） 要介護と要支援。

○福祉課長（下石 年成君） はい。要支援が259名、要介護1が249名、要介護2が106名、要介護3が104名、要介護4が102名、要介護5が86名、合計906名です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 政府の今、検討しているものでは、要支援と介護1の人たちを予防給付に分けるというふうなことなんでしょう。本町では要支援と要介護の人たちが私の調べでは大体認定者の50%以上いらっしゃると。こういう人たちを新しい要支援、予防給付になるとい

うふうなことは具体的に何か筋トレをすればとかいうふうなことが言われておりますが、どういふふうなことなのでしょう。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 今回の改正でございますが、言われますように今国会で議論されておるわけでございます。市町村におきましておりにきていっているのは基本的なことのみなんです。そういうことで具体的にこうしますよという部分がないわけです。まだ見えない状況があるわけでございますが、私たちもああこうなるんだなというぐらいなんです。そういう程度なんですけど、今後策定に入れば、そういう部分が徐々に増えてくるのかなというふうに思います。今回の基本的な考え方として2つの視点がございまして。介護予防のリハビリの視点、そしてまた、自助、共助、それから、公助の視点があるんです。自助の場合は、高齢者自身や家族による自助、そして、地域社会で支え合う共助と、公的制度による公助ということでございまして。

そういうことで、今回の予防給付導入につきましては、いろんな問題が言われますようにあるわけでございますが、今回予防給付が導入されることによって、だからといって既存のサービスが後退するということじゃないというふうに思います。住宅、食費等は別にして、以外のサービスについては維持されるんだろうというふうに、今、生活援助という部分について、単に生活機能を低下させるような家事代行とか、そういう部分については、いわゆるヘルパーさんが入りまして、かえって動けなくさせてる状況もあるわけです。そういうことで本人と一緒に料理をするとか、そういう部分でございまして。

そしてまた、予防と介護給付の部分でございまして、予防、要支援と要介護1、これについては予防給付となるわけです。これにつきましては50%程度、要支援と要介護1がございまして。

しかし、これについては今までどおりの今までの給付、その部分が継続されるであろうというふうに考えております。予防給付の中で、これは質問の中にありますが、包括支援センター、この中のスタッフ、ケアマネジャー、あるいは保健師の方でケアプラン等を作成するんだということが言われております。そのようなことで、サービスが低下するという部分にはないんじゃないかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 保険団体連合会の意見でも、家事援助をしているから、お年寄りが上がらない、あれができないんだとかいうふうな、要介護度が悪くなるんだとかいうふうなことを政府は言ってるけど、本当に実態として調べた場合、要介護1の重度化率というのは18%台で、他の要介護に比べても最も低い結果となっていると、こういうふう書いてあるんです。

それと、筋トレというんですか、筋トレをすればとかいうふうなことなんですけど、だれが実施、

筋トレというのをするにはきちっとした指導者がいないといけないと思うし、その効果がお年寄りにあるのかどうか、そこら辺どう考えられますか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 筋力トレーニングといますか、これにつきましては市町村におけるモデル事業として試行の結果を踏まえて慎重に検討するという事になっております。

だから、筋トレのマシーンとか、そういう部分を利用するわけです。それも介護者にとってどう影響するのかという部分を慎重に踏まえて、ひとつ実施していただきたいというようなことでございます。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 先ほど今までの家事サービスを受けてる人は今までどおり援助があるんだというふうなことでありますので、ぜひ今受けてらっしゃる方々がサービスを受けられなくなるようなことは、本町ではしないでほしいというふうなことを述べておきます。

それから、費用の面ですが、特養老人保健施設の居住費、食費の全額負担が、ことしの10月からするというふうな政府は言っておりますが、本町では施設入所者数というんですか、200名ぐらいですか、4人部屋で現行、月5万6,000円から8万7,000円と負担がなるわけです。3万以上ふえるわけですが、住民税非課税でも年金収入が80万円を超えると、月1万5,000円負担がふえるようになっておりますが、これに対して年金80万といたら、月に6万6,000円ぐらいなんです。大体4人部屋で8万7,000円といたら、年金を大幅に超すわけですが、これに対して低所得者、そういう何か措置はあるんでしょうか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 保険料についてでございますが、これは低所得者への配慮というのは考えられているようです。今の保険料の段階としましては5段階ございます。現状の法律でございます。改正案としましては6段階にしようということでございまして、1段階ふえるわけでございますが、これを2段階の低所得者、第2段階、これを2つに分けようということなんです。これを年金の80万円を基準にして、例えば、80万円以下の年金額であれば、保険料をゼロですか、そして、上回る方であれば0.75負担をしていただくというような考え方であろうかというふうに思います。

それと、先ほどの住宅費の件を言われましたが、私が試算したのは、住宅費の通常の住宅費、これを保険料の第4段階に置きかえて、大体個室の場合6万円程度なんです。これを第1段階——保険料の第1段階、第2段階、第3段階に、低所得者への配慮ということで第1段階はゼロ、そして第2段階を1万円、3段階を1万円ですね。そういうような上限を設けているということです。そして食費につきましても、まず第4段階を試算したんですが大体4万8,000円

程度なんですね。第4段階で。これについても第1、第2、第3段階の軽減を図るということで、第1が1万円、第2段階が1万2,000円、第3は3万円というような上限を示しているようでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それと、デイサービスとかショートステイ、これもなんか今デイサービスは300円ですよ。材料費、昼食は。それがなんか、調理費390円が保険から外すというふうなことになるれば690円になるというふうなことを聞いているんですが、そうなればお弁当を持っていった方が安くつくんじゃないかなあというふうなことも考えられるんですが、どうなんですか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） デイサービスの部分について300円じゃあございません。400円ですよ。

○議員（3番 上西 祐子君） それがなんか……。

○福祉課長（下石 年成君） はい。ちょっとそこあたりはまだ把握しておりません。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それと、その地域支援事業が今まで介護保険事業——違う、済みません。——現行は老人保健事業、介護予防地域支え合い事業、在宅介護支援センター運営事業、この3つがその地域支援事業っていうふうになるわけですね。そして、認定で外れた人とか介護が必要となる恐れのある人に対して、新たな予防事業が用意されるというふうなことで、市町村の独自事業として実施されるとありましたが、今まで老人保健事業で検診とか受けてたわけですよ。国は老人保健事業だったら3分の1負担してた。介護予防とか地域支え合い事業、在宅介護支援センター運営事業は2分の1負担してた。それを介護保険と一緒に介護保険にしてしまうと。そうなれば国の負担は4分の1になるわけですよ。それに対してやっぱりこの市町村としては地方交付税、交付税措置をとるように要求していくべきじゃあないかなあと思うんですが、どうなんですか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） この今回の地域支援事業の中に老人保健の部分が入ってくるか否かについてまだはっきりしてないんですよ。医療の部分は老人保健事業の中でやってるんですね。この予防的な部分、健康診断とかそういう部分について、介護保険の方に入ってくるのかなあという部分は、ちょっと県の方にも尋ねたんですが明確な回答はいただけなかったんですよ。どうなるのかちょっと今のところ把握しておりませんので。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 町からいただいている国保新聞を私切り抜いてきてるんですが、この地域支援事業について、老人保健事業の検診を地域支援事業に移行した場合、その老人の検診が、その受診率が低下するのじゃないかと。そして、保険料滞納者を検診から排除する可能性を指摘してるっちはこう書いてあるんですよ。そういうふうな恐れがあるものですから聞いたわけですが、やはり町民が本当にそういうふうな困らないようにしてほしいと、国に対しても交付税措置を要求して行ってほしいと思います。

それと、地域包括支援センター、これ先ほどお聞きしたんですが、そのサービス利用計画をつくるのは、今ケアマネジャーが普通の事業所の人たちがつくっておりますけど、今度は地域包括支援センターでつくるというふうなことになると思いますが、500名以上の方が要支援、要介護1と認定された人がいらっしゃるわけですよ。その500何名、500人以上の人たちをそういうあれができるのかどうか。そこら辺どう考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 今の現状でございますが、町立病院に基幹型の介護支援センターがございます。それと三光苑の方に地域型がございます。これについては、この部分を地域包括センターに変えることはできるんですね。しかし、その現在のスタッフではできないだろうというふうに思います。しかし、人的の部分については必須事業でございまして、その専門的な職種の人材配置については必ず設置しなさいというのがございます。

したがって、今後どういった形でこの地域包括センターを立ち上げるのかというふうについて町立病院あるいは三光苑、町と協議しながら、町の庁議等に諮っていききたいなというふうに思っております。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ある都城関係のケアマネジャーの人に聞きますと、三股も地域包括支援センターはつくるっていうふうなことを聞いたと。ただ、その500名の人たちがいらっしゃるわけで、この主任ケアマネジャー、その事業所とかそういうふうなところに委託するんじゃないかというふうなことを聞いたんですが、それはどうなんですか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） まだそこまで検討はいたしておりません。

今後、まだ介護保険計画について、今、策定委員会を立ち上げただけでございますので、今後そこあたりを議論していきたいということです。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 最後に、65歳以上で住民税が非課税だった人が課税対象になる

っていうふうなことで、介護保険料の第2、第3の人たちが4段階になるっていうふうな恐れがありますよね。この前私5月の2日の臨時議会で質問したところ、さきのまだ調べてないというふうなことでおっしゃられて、今度の議会の福祉委員会の席で回答があり、510名の方が2、3段階の人が4段階に移行し、単純計算で1,000万以上の保険料が上がることになる。これは平成18年から20年にかけて段階的にというふうなことなので、すぐっていうわけではありませんけど、来年はまた介護保険料の見直し時期になりますし、そういうふうなことを考えたとき、次の介護保険料などを考えたときは、負担の重さに激痛が走ることは目に見えておるわけで、やっぱり介護保険料ってというのは低所得者に重い負担となっておりますので、自治体としても、その所得に応じて負担する定率制にするよう、政府に働きかけていくべきだと思いますがいかがお考えでしょうか。定率制。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 保険料については先ほど申しましたが、その保険料、低所得者への配慮もこの見直しの中にあるようでございますので、先ほど5段階が6段階になるという部分について、税制改正によってその影響が出るという部分を考えて、そのような配慮がされているんであろうなあというふうに思います。

今回も改正については第3期の策定において要介護、介護給付、あるいは新予防の部分がその給付、サービスの方にどう影響するのかという部分についてまだ見えない部分がございますので、今後積算でどのような影響額が出るか、現状では見えない、何とも言えないこととございまして、ただ言えることはやはり国に対して、もう少しこの財政措置をしていただきたいなあというふうには思っております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 介護のことはこれで終わり、乳幼児医療費のことについてちょっとお尋ねいたします。

乳幼児医療費については、ことしの予算で3,641万5,000円となっておりますが、それと県からは1,439万6,000円来てると。本町で出してるのが2,200万程度、医療費助成制度を就学前までにすると財源は大体幾らぐらい必要なんでしょうか。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） これにつきましては、福祉課の方でシミュレーションを描いてみたんですが、16年度の実績、現行で行きますと大体助成額が3,183万7,000円程度です。そのうちで県が1,170万負担、そして町が2,012万8,000円負担になってるんですね。これは0歳から3歳未満、いわゆる0歳、1歳、2歳ですね。その部分は県が2分の1の補助、

町が2分の1ですよね。そして3歳児は町単独でやってるわけですね。そしてそれを今回の県の考えを取り入れて、なおかつ町の単独で3歳児から6歳児、就学時までの外来の部分も含めて助成した場合どうなるかということでございますが、この場合、合計額で、就学前の合計額、の助成額5,427万3,000円でございます。そして県が負担するのがこのうちで1,262万6,000円、16年度の実績からすると91万7,000円程度ふえる。そして、一方町はと申しますと4,164万7,000円と。16年度実績からしますと2,151万円程度ふえるということになります。

一方、自己負担については、これは、今は300円ですのでそれを50円引き上げるということにしておりますので若干自己負担は上がります。自己負担が741万1,000円と。それ現行では、現行での実績が352万5,000円です。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） この少子化問題っていうのは本当にみんなが考えていかないといけないことだろうと思うんですね。出生率が伸びた村っていうのが新聞に載ってて持ってきたんですけど、長野県の下條村というふうなところで4,200名ぐらいの人口の村なんですけど、ここの村が中学校3年生まで医療費を無料にしたっていうことです。そしたらすごく子供がふえて、そしていろいろな意味で活気が出てきたと。村がですね。財政の健全化もよくなってきてると、若者定住促進っていうふうな形で。だから、ほかの村から、ほかの町から入ってきてると。

だから、やっぱり今現在の財政のお金のことばっか考えるんじゃなくて、やはり将来を見越していろんな対策を練っていくことも大事じゃないかなあというふうに思うんですが、ぜひそこら辺を考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（原田 重治君） これで2時50分まで本会議を休憩します。

午後2時37分休憩

午後2時50分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位6番、池田さん。

〔8番 池田 克子君 登壇〕

○議員（8番 池田 克子君） 通告いたしました、1、環境対策についてと、2、障害者支援についてお尋ねいたします。

1の環境対策については、平成16年3月定例会でもいたしました。角度を変えて順次お尋ねいたします。

まず、①の公共下水道事業に対する公共事業評価委員会の設置についてであります。前回答弁の中で、平成17年度に設置すると言われておりましたので、設置されておられるかどうか。またその詳細をお尋ねいたします。

そして、その中で、事業対効果を評価してその事業を継続するか縮小するか協議するとも言われておりました。どう評価されたのかお尋ねいたします。

②の公共下水道事業と合併処理浄化槽設置事業の1基当たりの差異についてであります。前回は申しましたが公共下水道事業の始まりは、平成3年8月、県より都城市と三股町は、生活排水対策重点地域だと指定されてからであります。それからはや14年が経過しようとしております。本年3月より一部供用開始の運びになったとはいえ、接続に至ったとはいまだ聞いておりません。総事業費264億円をかけて完結するのは十四、五年先のことであります。これからが財政負担の本番にかかります。前回、町長の答弁にもありましたように、公共下水道事業は非常に財源を食うと言われてました。また、17年度の施政方針でも、極めて厳しい財政状況を乗り切るためには、例外を設けることなく強力に行財政改革を推し進めるとも言われております。

近年、こうした財政難を打破するために、合併処理浄化槽設置事業が有効であると見直されていることは御存じのとおりであります。例えば下水道事業を、野尻町では90ヘクタールの面整備を70ヘクタールに縮小する。人口が密集していないところは合併槽をやる。日之影町では過疎化と高齢化で加入率が期待できないため立ち消えになった。合併槽で対応する。高原町では今のところ着手しないことにしている。財政的な負担が大きいため等と言われております。

公共下水道事業はなぜ財政を危機的状況に陥れると言われるのでしょうか。公共下水道事業と合併処理浄化槽事業の1基当たりの負担に大きな差異があると思われまます。それぞれの負担について町長にお尋ねいたします。

次に、③についてお尋ねいたします。水と安全はただであると思っていた時代が今は懐かしい昨今であります。ひねるとじゃーの豊かな生活形態の中で、飲める水は果たして無尽蔵にあるのでしょうか。

本年3月、都城市で水環境に関する環境学習会が行われました。日本の飲料水は安全として当たり前前に思っておりますが、地球上で生活する人のうち5人に1人は安全な水が確保できない環境にあるとのことです。約10億人が飲料水で苦しんでいることとなります。水は持続的に循環する資源であるため、何とかこれを利用して生きていけますが、この循環の過程で有害物質が溶け込んでいけば、当然臓器や細胞の中に、ある一定期間蓄積されることとなります。ゆえに飲み水の水質に寿命は大きく影響されると統計にもはっきり示されております。

都城盆地の水環境は盆地外からの流入はなく、ここに降る雨がすべてであり、水質はすべてこの盆地の地形、地層によります。地表面の都市化、山林の変化、畜産廃棄物、生活排水等による水環境の変化は、上流となる当町の責務として真剣に受けとめるべき課題ではないかと考えます。特に生活排水においては、河川の汚染原因の50%を示していると言われております。そこで、平成16年度までの水洗化率と今後の目標について町長にお尋ねいたします。

次に、障害者支援についてお尋ねいたします。自閉症、学習障害、LD、注意欠陥多動性障害ADHD、アスペルガー症候群など発達障害の対応が緊急の課題となっています。発達障害は低年齢であられることが多く、文部科学省の調査では小中学生全体の6%に上る可能性があると言われております。

平成16年12月に発達障害者支援法が制定され、本年4月から施行されるようになりました。国及び地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見や支援などについて必要な措置を講じるよう示されております。この支援法に対する対応策は、既にとられておられるのか町長にお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

まず1番目の環境対策について。①の公共下水道事業に対する公共事業評価委員会の設置についてということでございます。

公共事業等の評価制度につきましては、その事業の施工後10年を経過した後に行うということになっております。本町の公共下水道事業は平成9年度に事業を着手して以来、来年度、平成18年度で10年になります。そういうことで平成19年度の事業から評価の対象になるわけでございます。したがって、平成18年6月ごろをめぐりに事業評価委員会を開催する予定でございます。

それから、②の公共下水道事業と合併処理浄化槽設置整備事業の1基当たり平均の当町が負担するその差異についてということでございます。

本町の公共下水道事業は現在事業進行中ございまして、単純に1個当たりの経費は算出できないが、事業認可の事業費で算出いたしますと、1個当たり約55万5,000円でございます。

合併浄化槽設置事業の場合は平成17年度で算出いたしますと、町負担は1基当たり平均で12万3,000円となりました。したがって、その差異につきましては43万2,000円になるわけでございます。

それから、③の平成16年度までの水洗化率と今後の目標についてでございますが、平成

16年度末での水洗化率は、農業集落排水事業と合併浄化槽とで33.9%でございます。

また、今後の目標でございますが、第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画において、平成22年度末までに54.7%として目標値を定めているところでございます。

それから、2の障害者支援についてでございます。本年4月より施行された発達障害者支援法に対する対応策はとられているかということでございます。この発達障害者支援法については、ことしの4月に施行されたところであります。これまで町といたしましては、福祉課及び健康管理センター並びに教育課と連携しながら、関係機関に働きかけるなど早期発見、発達支援に取り組んできたところであります。窓口の対応といたしましては、発達障害が疑われる児童については、早期に医学的または心理学的判定を行っていただくよう、都城児童相談所を紹介するなどの対応をとっております。

また、健康管理センターでは乳幼児の健やかな発達の促進を図るため、内科医、歯科医による総合的な健康審査も行うとともに、心身障害の早期発見のため心理相談員、言語治療士などによる個別相談を実施いたしております。

一方、発達障害と認定された就学前の児童については、早期療育を受けていただくよう、都城市にあるひかり園を紹介し、児童デイサービスによる療育を進めているところであります。ひかり園のデイサービスについては、支援費の居宅生活支援の対象となっており、集団療育が行われております。

そのほかひかり園においては、音楽療法や言語療法、理学療法などの個別療育も行っており、その児童に合った療育も受けていただいているところであります。

なお、個別療育については町とひかり園で委託契約を結んでおり、その費用のすべてを町で負担をいたしているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 8番。今、町長の答弁の中では事業評価委員会は19年度よりと今言われたような気がするんですが、前回3月、去年の3月の中では17年度よりってはっきり答弁なさってるわけなんですが、これ相違についてはなぜなのでしょう。もう一度お尋ねをいたします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 16年の3月議会でそのように答弁をしてることは事実でございます。これは、19年度の予算要望が18年の4月ごろ概算要求があるんですが、それまでに結論を出しておかなければいけないということで、ちょっと勘違いがございまして、18年度の――いや、18年の11月ごろの本要望までに事業評価をしておけばいいということになりま

したので、若干おくれるということでございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） やはり答弁には責任を持って言っていただきたいと思うんです。実際この公共下水道事業においては、非常に高額な負担があるわけですので、本当に責任持って言っていただきたいなと思います。

国は、この公共下水道事業には本当に見直しを図っていかなくちゃいけないという方向性が検討されてるようですが、最初、要するに当町が建設スケジュールを立てられた内容を見ますと、ことし生まれた子供さんが——もう自分の年を言いたくないから言いませんが、17から18歳になったころ、延々とこの最後の整備が完了するまでにできないというスケジュール表になってるわけなんですね。この間、もう本当に水環境が悪くなることはあってもよくなることはないわけなんです。

ですから、やはりこの評価委員会ですか、この評価委員会でもって町長がおっしゃった内容の中にですね、どうするか——要するに継続するのか途中で中止するのか、そういう内容も検討できるってようなこともおっしゃっているわけですので、ですから、この評価委員会の立ち上げちゅうのが非常に重要になるんじゃないかと思っております。ですから、19年度より実施しておっしゃいましたけれども、もう少し早く立ち上げができないもんか、いま一度お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） そうですね、今のスケジュール、先ほど町長が申しましたように一応6月ごろというふうには考えておるところでございます。それ前っていうことはちょっと今のところ考えていません。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） じゃあ、6月ごろには一応立ち上げるということによろしいですか。はい。でしたら、ぜひ内容をよく検討していただいて、しっかりと前向きに取り組んでいただきたいと思います。

これにちょっと関連しますが、このスケジュールの中では蓼池処理区が平成16年度より事業認可を受ける予定になってたわけですが、この計画については今どうなってるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） まず、事業認可の前に計画決定というのがございまして、今中央処理区の564ヘクタールを計画決定をして、事業認可をその一部をとりながら事業をやっている状況でございまして、まだ蓼池については計画決定もなされておられません。今のところまだテ-

ブルにもちょっと乗ってないというような、先ほど言いましたように財政的なものを考えると、ちょっと以前から言っていた年度よりか、おくれるのかなあというふうに考えております。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） はい。わかりました。

では、次にまいります。この公共下水道事業の総事業費は264億円と聞いておりますが、全部自主財源でできれば幸いなんですけどもじゃございません。当然、そのうち起債をされるはずでございます。その起債についてお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 現在、中央処理区は先ほど言いましたように、計画決定をして事業認可を一部とりながらやっております、564の区域についてはほぼ事業費を出しておりますので、現在のいろんな事業費、単価等から出しております金額からいきますと82億円、83億円ぐらいが起債ということでございます。中央処理区だけでございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 大変大きな起債でございますが、この起債の償還費用が污水处理コストに加算、当然されてまいります。ですから、このコストを含めて算定、負担っていうのが算定されるかと思うんですが、先ほど町長の答弁もありましたように、下水道においては55万5,000円、合併処理浄化槽においては12万3,000円っていうそれぞれの負担だと言われましたが、この差異については非常に大きな差異じゃないかと思えます。これについて町長はどのようにお考えになられましょうか、お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 御承知のとおり、この下水道事業につきましては、それぞれ国の方もそれぞれの所管が違わけてございまして、公共下水道については国土交通省、合併処理浄化槽については環境省、そして農業集落排水事業については農林水産省ということで、国の方のこの縦割り行政のそういう何が来ているわけございまして、やはり国の考え方ですね。21世紀は環境の時代と言われておりますが、やはり国の方でそのような縦割り行政で事業を行っているということから、いろんなこの問題が提起されているところでございます。

ということで本町におきましても、それぞれのその地区によって合併処理浄化槽、農村集落においては農業集落排水事業と、そしてまとまったこの集落については公共下水道ということで3本立てで行っているわけでございますが、今後、先ほども申しあげましたように、事業評価委員会等でも十分協議をいただきまして、やはりなるべくこの財源を伴わない、安くて済むこの事業にやはり持っていった方がいいんじゃないかというようなことで考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 国のいろんな施策の中で、確かに3本立てではございますけども、最終的決断はやはり各自治体がすればいいわけであって、国はそれぞれの中でこういうのがありますよっていう提言をされているんであって、実施はやはりその自治体に任されているわけですから、そういう本当に自分たちが基本的なことから考えたら、当然考え直すべきときが来ているんじゃないかっていう思いがいたしておるところでございます。

また、下水道においては、起債だけじゃあなくてもっと大きな負担がございます。それは、実際下水道の経費としては受益者からの使用料で賄うのが本来であるらしいんですが、全国的なデータの中で1万から5万人未満の人口では40.3%ぐらいしか回収されないというデータが出ております。この差額はじゃあどうすればいいかということで、一般会計から繰り出し金で補てんされておるということでございますが、この件についてはちょっと私も通告の中で入れておりませんが、関連がございますので、もし掌握されておれば、一般会計より幾らの補てんがされる予定であるのかお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） ちょっと申しわけないんですけども、ちょっと金額の方はわかりません。また、言われるようなことは確かにあるのかなというふうには思っております。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） もう確かに、40%しか回収はされないっていうことは60%は、単純計算からして一般財源から補てんされるという結果になるかと思えます。それを含めると、起債額にしろあるいは一般会計からの補てんにしろ、このままの公共投資で財政が持つと思われませんか。税務財政課長にお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 非常にその点が懸念される場所だろうと思います。先ほど話の中で出ておりますように、どこでこの公共下水道、あるいは浄化槽の調整をしていくか、その辺のところは先ほど町長が答弁されたようなことだろうと思いますので、今後十分に検討していく必要があると思います。

以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 次に移ります。先ほど水洗化率が33.9%と言われまして、22年までに54.7%を目標にしますと言われましたんですが、私が最初登壇したときに申し上げましたように、我が都城盆地内は、我がこの降った雨で対応するっていう状況でございませ

て、そしてまた、幸いって申しますか、当町では上流にございまして、地下水を飲む水っていうことで利用しておりますので、直には影響を感じないわけですが、やはり今後子供たち、子や孫たちに影響がないということは言えないと思うわけですね。

ですから、この水洗化率ちゅうのが非常に、また今後は重要になるんじゃないかと思うんですが、この水洗化率について町長はどうお考えなるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども答弁を申し上げましたが、この水洗化率につきましては、16年度末までに33.9、そして22年度末までに54.7ということで、事業を行うことによって水洗化率も上がっていくわけですが、今後ともこの水洗化率の向上のために努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） すべて評価委員会に返るかなとは思いますが、当町の合併浄化槽の普及は16年度末で1,300戸と、そして30.9%の普及率であるっていうことは聞いておるわけですが、まだまだ単独浄化槽が使用されておると思うんですが、これについての何基現在されてるか、もしわかっておればパーセントと合わせてお尋ねしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 単独浄化槽でしたかね。単独浄化槽が——3,000基からあるように報告をされているんですけども、今ですね。単独浄化槽です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 全国的にはまだまだ75%は単独浄化槽だというデータが出ております。この単独浄化槽では、もうこれは皆さん御存じでございますが家庭雑排水は処理できておりません。ですから、河川の浄化は当然図れないわけですが、この単独浄化槽に対してどうしなきゃいけないっていうような考えは持っていらっしゃるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 先ほどから合併浄化槽、公共下水道いろいろ集合的な処理がお金がかかるというようなことで言われておりましたけども、考えかたによっては、きょうもきのううちの職員が行ったんですけども、単独浄化槽のところを公共下水道につなぎたいと。

どういうことかと言いますと、単独浄化槽はもうぎりぎり敷地内の北側ですね、大体裏側に入っておって、もう今から何もその合併浄化槽入れるその敷地もないし工事もできないと。それで、いわゆるうちの公共下水道であれば10センチぐらいのVPパイプで引けるわけですね。そういうことで、やりたいというようなことで、特に公共下水、単独浄化槽については、こういう集合

的な処理を持った農集排あるいは公共下水道で進めた方がいいんじゃないかなあと。本人さんもこちらの方が敷地的な面やら考えれば早くしてもらえないかな、こういうところを力を入れて啓発していきたいなというふうには思っております。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） その件についてですが、私もちょっと調べましたところ、確かに合併浄化槽ってなると1戸に1槽っていう考えがあるわけですけども、しかし、ほかの町村においては二、三件が集合してそこを利用すると。あるいはまた道路に面して、道路にそれを設置して、例えばだけど、道路にすると強化っていう面があるので、強化するための補助っていうのを国県で補助できないかっていうのはちょっと今問題があるようですけども、対応としては、やはり相談すればそういう方向もできるというようなことは聞いておりますので、今後の参考にさせていただければと思います。

また、この単独浄化槽について御存じだと思いますけども、撤去についてやはりそれなりの費用がかかるようでございますけども、環境省が補助をするという方針を固めているということが5日の日の中で話し合いがされたようでございます。実施となれば来年、18年度からっていうふうになるようですけども、やはり国もこの水環境保全の観点から、合併浄化槽の普及に弾みをつけたい考えであるということのようでございます。

私も、前回、浄化槽の市町村型の整備事業の導入についてお願いもし、詳しくも申し上げたわけですけども、その中で少し見解の相違がありましたために、私ももういま一步のお願いができなかった面があるんですが、内容を申しますと詳しくなりますので割愛しますが、今回佐土原町が本年度より実施されるということで、内容はもう当然御存じでございましょうけども、そういう内容でございます。

それによりますと、当町の負担っていうのは従来の合併浄化槽とそう大した差額がない、むしろこちらの市町村型の方が総合論によっちゃあむしろ安くなるという状況のようでございますね。私も去年の時点では、国の補助あるけれども県の補助っていうのはちょっとないと思ってましたんで、その辺を県の方に聞いたところ、やはりモデルケースとしてっていうことではありましたが、県もそういう今後の対応が下水道では厳しいと、やはり合併浄化槽の推進に力を入れていきたいという意味もあって、県がこの補助をしたということでございました。そしてまた、今後も、各市町村の方で御希望があればそういう方向も考えられるというようなことでもございました。

ですから、やはりこちらの熱意が行政ちゅうか県の方も動かすんだなあということを思った次第でございます。

それで、そういうことを考えますと、私が以前申し上げてた、通告には今後の目標についてと

というような内容に含まれるかと思うんですが、従来の合併浄化槽より市町村型へ切りかえるお考えはないのか、町長にいま一度お尋ねしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 本町の公共下水道事業は平成9年度から入っているわけでございます。計画に従って年次的に施工いたしておりますが、町村型合併処理浄化槽ということで、佐土原町が今年度からこの事業に入るということでございます。県下でも初めてじゃないかというふうに考えておりますが、今後このような町村型の事業での先進地の視察等、調査等を行いまして、今後十分大きな財源を要するこの公共下水道でございまして、今後十分先進地の調査等を行いながら検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） この市町村型っていうのは、町民の皆様の負担が少ないというために非常に普及しやすくなるんじゃないかと思います。そしてまた、これを、今の従来のであれば個人の意思でもって申請して補助をいただいてするっていう従来のやり方ですね。

しかし、この市町村型であれば行政が計画を立てて、この地域にはこういう方向でやっていくっていう方で実施できますので、これ非常にそこにも大きな利点があるわけなんです。ですから、財政の健全化を考えますとぜひ見直しの検討をしていただきたいと思います。

次、最後になりますが、この障害者支援のこの発達障害者支援法は、本当に待ち望まれたっていうか御家族にとっても本当に大きな支援法ではないかと思います。障害者の方御本人から直接聞いたわけではありませんけれども、やはり本人さんは案外その苦悩に対しては気づかずにおられるかと思うんですが、一番苦悩されてるのが周りの親御さんとか御兄弟の方だと思います。

私もいろいろ相談を受けますけれども、やはりなかなかすんなりと問題解決に至らなくて、本当に私もお気の毒だなあっていう思いをすることがたびたびございます。今回のこの発達支援法が国及びまた市町村が積極的に対応して、その責務がしっかりと書かれておるわけですが、それぞれの分野があると思うんですね。学校関係にしる福祉関係にしるですね。その方々の御決意のほどをそれぞれにお聞かせ願いたいと思います。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 今回のこの発達障害者支援法はやはり理念法といいますか、道筋的な支援法であろうかというふうに思います。かと言って、市町村の役割等々について、この条文の中に必要な措置を講ずる、あるいは早期発見に留意するとかそういう条文になってるんです。具体的にどうするかっていう部分がまだ示されていないんですが、しかし、こういう人たちのリスクを減らす意味からも、やはり専門的な療育、発達支援が必要なあとというふうに思います。

福祉サイドから申しますと、窓口相談に来られる方においては、町長も申されましたように児童相談所、あるいはひかり園とか、そういう部分を紹介をしたりして対応がしやすいんですが、母親にとってはやはりその子供を障害という部分について認めたくないっていうのがあるんですね。そういう方においては相談はされない。こういう母親に対しての対応は難しいと言われております。

保育園、福祉課においては保育園関係があるんですが、保育園の方に確認したんですが、保育所の対応として高千穂学園にサポートセンターがあるんですね、障害者サポートセンター、そこにこの専門職員がごいます。その専門職員に依頼して保育士に対する指導もお願いをされている。そして同時に、母親も引き込んで指導をしておられるということでございます。それについて、発達障害については、先ほど申しましたように母親が認めたくないというのがあって、なかなか母親を納得をするのが困難だということをお聞かせしております。

保育所において、その専門的な人的な配置について、母親が認めなければ認定されないわけではございまして、認定されれば保育所現場においても人的な配置はできるんですよ。そういう困った状況があるようでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 町民保健課長。

○町民保健課長（間世田和文君） それでは健管センターでの取り組みについてですが、また今後のです。

健管センターでは幼児期の健康審査ということをやっておるんですが、その中で1歳半健診、3歳児健診、この中の言葉と心理の個別相談を実施してるところでございます。その中で早期の療育が必要な方につきましては、現在までは言葉につきましては児童相談所の「言葉の教室」また心身の発達面につきましては、都城保健所の「遊びの教室」ってあります。これは親子で集団で遊びながら早期の療育を図っていくという教室ですが、そちらの方を紹介しておるところでございます。

また、これにつきまして、17年度からですが、健管センターでは健診後の対応を、早急な対応が必要であろうということで、今年度からですが健診後のフォロー教室っていうのを——フォロー教室ですね、を開催することにしております。これにつきましては、都城保健所で実施しておりました親子での遊びを通しての早期の療育を図っていくということでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、学校教育関係ですが、一応、今、町内中学校1校、あと6校、計7校の中で特殊学級に通う児童・生徒が中学校5名、小学校10名だったと思いますが、

それぞれ通っておりまして、ことしは宮村小学校に特殊学級として1施設持ちまして、それで特別また教員の配置もしていただきました。そして、勝岡小学校に一教室設けました。それで、勝岡と宮村にことしは特殊学級ができたということで、現在梶山と長田にない。ほかは全部あります。

そして、内容によっては知的障害児、これ情緒的障害のある障害児。先ほど議員から多動性のことが出ましたが、かなりこの情緒的発達障害に学校は大変苦勞するわけで、この子はどういう状況かと言いますと、要するに落ちついて授業を受けているかと思やあぱっと逃げる。出ていく、走って出る。それで、道路があっても駆け抜けるというような状況で、非常に教師としても、教員としての指導に頭を使うとこなんですね。知的障害はそのままですから。

そういう意味では宮村小学校あたりに3名ぐらいおりますが、ここは先ほど町長から話があったと思いますが、補助教員をことしは三股町内に3名、従来2名でしたけどもことしは3名。ということは複式学級に対応するために3名ですが、そのうちの1人、長田小に勤務している教師を火曜日と木曜日でしたかね、二日間は三股小学校の常駐的な教師の加勢をしていただくという方向できております。大変わずかな人数ですけども、非常に一人一人で持たないといけないような状況が出まして、そういうことで加勢をしてもらっております。

身体的障害の子供は中学校にいますので、これにはまた、今後中学校改築しますから、そこではまたエレベーター等つけていくという計画ではおるところです。よろしいでしょうか。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 御本人ちゅうか御家族の方っていうのは筆舌に尽くし難い苦悩を持っていらっしゃいます。今教育長がおっしゃったように教室では……私がちょっと受けた、相談受けた方は子供さんがアスペルガー症候群の方で、最初はやはり先生方が御理解がなくて、非常に親御さんへ苦情が常に来てたようでございます。母親でございますけれども、1人で悩まれて、子供を結局虐待ではございませんけども、その悔しさが子供に行ってたということで、反省もされておったんですけども、周りの方がやはり御理解していただかないと、全部親の責任として返ってきたときに、本当にその親がまたその子供へ、そういう虐待ち形で行く傾向がございますのでぜひ、私が言うのも何ですけども、先生方はそこ辺の勉強をしっかりといただいて御理解を深めていただきたいと。そしてまた、子供たちにもそういう差別になったらいけませんけれども、優しいいたわりを持って接していこうっていうようなことも、先生が心がけていければ子供たちも自然と伝わるんじゃないかなと思うわけですが、ぜひその方たちの対応を先生方もしっかり受けたいと思います。

そしてまた、その方がおっしゃるには、自分と同じ思いをしている御父兄の方との連携が、なかなか都城にしろ三股にしろなかなか、ないそうなんですよね。さっきおっしゃったように児童

相談所に相談行ってくださいとかそこに行ってくださいっていうことで、そこに行かれるんですけどもそれは自分1人なんですよね。だけどやはりその思いを聞いていただきたい、言えば愚痴をこぼしたい。それをお互いに愚痴をこぼし合う中で、心の中のそういう重みも本当に和らいでいくっていうものがあるようなんです。

ですから、これは御父兄の方って、自分たち行政は関係ないって言やあそれまでなんですけれども、もうその辺のとこの連携もよかったら、ある程度わかるわけですから、お友達にお互いになったらどうですかっていうような形での助言とかもできるんじゃないかと思います。ぜひそういう方たちが孤立されないように、今度の支援法が非常にできてよかったっていうような内容になっていただくように、ぜひどもの行政としてのお力添えをいただければと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後3時42分休憩

〔全員協議会〕

午後3時46分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

これで一般質問はすべて終了しましたので、明日は休会とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、明日は休会とすることに決しました。

○議長（原田 重治君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時46分散会

議事日程(第4号)

平成17年6月15日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑・討論・採決(議案第52号・議案第53号)
- 日程第3 請願第1号の継続審査について
- 日程第4 農業委員会委員の推薦について
- 日程第5 議案第55号及び報告第5号並びに意見書(案)第3号・第4号一括上程
- 日程第6 質疑・討論・採決(議案第55号・意見書(案)第3号・第4号)
- 日程第7 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第8 議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第9 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑・討論・採決(議案第52号・議案第53号)
- 日程第3 請願第1号の継続審査について
- 日程第4 農業委員会委員の推薦について
- 日程第5 議案第55号及び報告第5号並びに意見書(案)第3号・第4号一括上程
- 日程第6 質疑・討論・採決(議案第55号・意見書(案)第3号・第4号)
- 日程第7 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第8 議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第9 議員派遣について

出席議員(18名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 斉藤ちづ子君 | 2番 財部 一男君 |
| 3番 上西 祐子君 | 4番 福留 久光君 |
| 5番 大久保義直君 | 6番 重久 邦仁君 |
| 7番 東村 和往君 | 8番 池田 克子君 |

9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	間世田和文君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	瀬尾 春己君	環境水道課長	福重 守君
教育課長補佐	森 正一君	会計課長	上村 陽一君
病院事務次長	西村 尚彦君		

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） これより本日の会議を開きます。

13日の一般質問での答弁に訂正があるようですから、議事日程に入る前のここで許可します。
環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） おはようございます。申しわけございませんが、先日の池田議員の一般質問の回答で間違いがございましたので訂正させていただきます。

単独浄化槽の設置基数の質問で回答を3,000基と申しましたが、約4,500基ということに訂正をいたします。

なお、この数値は、都城北諸地区清掃公社のし尿収集登録件数をもとにした数です。訂正して

おわびいたします。

○議長（原田 重治君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（原田 重治君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務文教委員長よりお願いします。総務文教委員長。

〔総務文教常任委員長 大久保義直君 登壇〕

○総務文教常任委員長（大久保義直君） それでは、総務文教常任委員会の審査の結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告をいたします。

当委員会に付託された案件は、議案第53号1件でございます。

議案第53号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第1号）」について、総務文教常任委員会の審査の結果について御報告を申し上げます。

本案の歳入歳出の総額は81億9,000万円に、歳入歳出それぞれ471万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億9,471万6,000円にするものであります。補正の予算は、主なものは、本年4月1日付の職員異動の給与等の調整分であります。

7ページでございますが、歳入については国庫支出金17万6,000円はスクーリングサポートネットワーク整備事業委託金でございます。

歳出については、総務費の電算管理費94万9,000円は、全国合併に伴う町名字名等の変更情報に住基ネットワークに取り入れるため、備品購入及びシステム開発費等の予算であります。

次に、教育費、事務局費で17万6,000円は、歳入でも説明申し上げましたとおり、スクーリングサポートネットワーク事業の予算で、同じく教育振興費の385万6,000円は、教育コンピューター賃借料ほかの予算であります。予備費については、今回予算に対し調整した残額321万1,000円を予備費にし、予備費の総額を821万1,000円にするものであります。

審査の結果、当委員会は全会一致をもって可決することに決しました。

以上で、総務文教常任委員会の審査結果報告を終わります。

以上です。

○議長（原田 重治君） 次に、福祉保健委員長よりお願いします。――福祉保健委員長。

〔福祉保健常任委員長 重久 邦仁君 登壇〕

○福祉保健常任委員長（重久 邦仁君） 6番。それでは、福祉保健常任委員会の審査結果について御報告いたします。

付託された案件は、議案53号であります。議案の概要につきましては、総額につきましては

総務委員長の報告のとおりであります。当委員会は、民生費県補助金であり、宮村児童館整備事業414万円であります。

歳出については、宮村児童館改修事業652万3,000円であります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、産業建設委員長よりお願いします。産業建設委員長。

〔産業建設常任委員長 財部 一男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（財部 一男君） 2番。それでは、産業建設常任委員会の審査結果についてを御報告いたします。

当委員会に付託された案件は52号、53号、請願第1号の計3件でございます。以下、案件ごとに御説明を申し上げます。

議案第52号「三股町農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、餅原農村広場の次に仮屋農村広場を追加する案件であります。本広場は、平成16年12月22日着工し、平成17年3月15日完成したものであります。総事業費は2,762万9,000円であり、敷地面積は3,629平方メートルとなっております。審査の中で現地調査等を行ったところ立派に完成されておりました。また、管理等については地元自治公民館が行うとのことあります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額については、総務文教委員長より報告がございましたので省略いたします。

歳入については、県補助金40万円で資源保全実態調査事業補助金であります。

歳出については、土木費の公有財産購入費150万円で、道路維持管理工事に係る用地費であります。

審査結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「新馬場河川敷公園建設に関する請願」。本請願は、岩下橋の上流右岸に河川敷公園を建設してほしい請願であります。本委員会においては、請願者代表の木佐貫文雄氏を参考人として招致して意見を聴取したところ、私有地約200坪を無償提供とありますが、実面積は815平方メートルとなっております。

また、国有地内に耕作されている方が5人ほどで、3人は承諾しているとのこと等の意見陳述がなされたところあります。

今後、詳細に調査する意見が委員より出されたところでありました。

以上を申し上げましたが、審査結果、慎重に審査した結果、全会一致をもって継続審査することに決しました。

以上で本委員会の報告を終わります。

日程第2. 質疑・討論・採決（議案第52号・議案第53号）

○議長（原田 重治君） 日程第2、質疑、討論、採決を行います。

議案第52号「三股町農村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第52号は産業建設委員長の報告のように、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第53号は各常任委員長の報告のように原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 請願第1号の継続審査について

○議長（原田 重治君） 日程第3、請願第1号の継続審査についてを議題とします。

請願第1号「新馬場河川敷公園建設に関する請願」に対する産業建設委員長の報告は継続審査であります。したがって、請願第1号を継続審査とすることについて質疑を行います。

なお、継続審査をすることに賛成、反対の意見があれば、この質疑の段階でお願いします。質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。この新馬場河川敷公園を建設してほしいという請願は、住民の請願権というふうなことで大事だと思いますが、そしてまた、スポーツをする権利というふうなことで、なるべくかなえられればかなえていきたいなあというふうに思っておりますが、この河川敷は鳥獣保護区でもあるし、また水辺の問題とかいうふうなことを考えた場合、環境問題、それからまた耕作者の問題を考えた場合に、もっとそのあたりを慎重に審議していきたいと思っておりますし、またこの河川敷でなければいけないのか、ほかに、河川敷というのはいよいよいろいろな場面で経費もかかると思っていますので、このほかに土地がないのかどうか。そういうふうなことをもっと、いろいろな経費の面も含めて考えていかなければならないことではないかと思っております、私は継続審議になったことに賛成いたします。（「ちょっと議長、おかしいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（原田 重治君） ちょっと全協にします。

午前10時15分休憩

〔全員協議会〕

午前10時19分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

御異議があるようですから起立により採決します。（発言する者あり）失礼しました。

質疑ありませんか。小牧さん。

○議員（13番 小牧 利美君） 討論はないんだったんですかね。

○議長（原田 重治君） 討論はありません。

○議員（13番 小牧 利美君） はい。私は、議題となっております請願第1号を継続審査とす

ることに賛成であります。

さきに同種の請願を当議会では不採択とした経緯があります。あの時点と今とでは期間も短く、議会構成も変わっておりません。他の条件もほとんど変わらないようであります。変わったのは請願者が変わっただけのことであります。ここで前回と全く異なる決議をするとしたならば、議会の真意、議会の一貫性も問われ、ひいては議会の権威を失墜させる恐れがあります。

また、一般的に請願者からすると、議会が請願を採択すれば即着工してもらえるようなイメージがあると思います。しかし、今の町政の財政状況、さらには国、県の状況を察しても極めて厳しいものがあります。仮に当議会が採択したとしても、すぐに着工できる状況にあるとは言い難いものがあります。

一方、請願者の内容からすれば、地域の方々の切なる願いであることも十分承知できます。

ですから、ここで軽々に結論を出すより、継続審査としてあらゆる角度から慎重に調査し、果たして実行可能なかどうかしっかりと見極めてやるべきであることが必要ではないかと思えます。そういったことで継続審査に賛成をいたします。

○議長（原田 重治君） 別に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより採決を行います。請願第1号は産業建設委員長の報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は継続審査とすることに決しました。

産業建設常任委員会におかれましては、閉会中の審査方よろしく申し上げます。

日程第4. 農業委員会委員の推薦について

○議長（原田 重治君） 日程第4、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

現在の農業委員会委員の任期は今年7月19日までで、選挙の期日が7月10日、新しい委員の任期は7月20日から始まることになっております。農業委員会委員のうち農業委員会等に関する法律第12条第2号に規定されている議会の推薦にかかわる委員については、6年前から女性2名を推薦しておりますが、7月の改選に伴う委員について町長より推薦依頼が来ております。

お諮りします。議会の推薦にかかわる農業委員会委員については、今回も女性2名を推薦したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議会の推薦にかかわる農業委員会委員については、今回も女性2名を推薦することに決しました。

それでは、推薦の方法についてお諮りします。委員の推薦については、指名推薦の方法でいきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、委員の推薦については指名推薦の方法で行うことに決しました。

引き続きお諮りします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それではお諮りします。7月の改選に伴う三股町農業委員会委員の被推薦者は2名とし、大字餅原1236番地の4の別府信子さん63歳と大字宮村740番地の1の園田由喜子さん51歳にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、7月の改選に伴う三股町農業委員会委員については、本議会は大字餅原1236番地の4の別府信子さん63歳と大字宮村740番地の1の園田由喜子さん51歳の2名を推薦することに決しました。

ただいま決定しました2名については、速やかに当局に推薦することにいたします。

日程第5. 議案第55号及び報告第5号並びに意見書（案）第3号・第4号一括上程

○議長（原田 重治君） 日程第5、議案第55号及び報告第5号並びに意見書（案）第3号・第4号を一括議題といたします。

朗読は省略します。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、追加上程をいたしました議案第55号「監査委員の選任について」御説明を申し上げます。

御承知のように、監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた見識を有する者のうちから1人、及び議会議員のうちから1人をそれぞれ選任するようになっております。

ところで、このたび監査委員である竹田良彦氏が、平成17年6月30日付をもって任期満了

となりますので、その後任者として谷山悦子氏を監査委員の最適任者として選任したいので、ここに地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。よろしく御同意くださるようお願いいたします。

なお、今回、報告1件を追加提出いたしております。

報告第5号「三股町土地開発公社の平成16年度事業決算」につきましては、関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（原田 重治君） 意見書（案）第3号の趣旨説明を求めます。大久保君。

〔5番 大久保義直君 登壇〕

○議員（5番 大久保義直君） 5番、大久保。意見書（案）第3号「分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書」について、提案の趣旨を説明いたします。

平成11年の地方分権一括法の成立により、地方公共団体の自己決定権と自己責任はますます大きくなり、地方議会の権限も飛躍的に拡大してきているが、現行の地方議会制度は二元代表制を採用しながらも、町と議会の機能バランスを欠き、議会本来の機能が発揮されていない。

さらに、議員定数の上限値規定や常任委員会の就任制限規定は議会の組織運営を硬直化し、議会の自主性、自立性を弱め、議会の活性化を阻害している。そこで、国に対して、議員定数の自主選択、議会の機能強化、議会と町の関係、議会の組織と運営の弾力化について所要の措置を早急に講じ、分権時代に対応した新たな地方議会制度を構築させるよう強く要請するものであります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（原田 重治君） 意見書（案）第4号の趣旨説明を求めます。財部君。

〔2番 財部 一男君 登壇〕

○議員（2番 財部 一男君） 2番。意見書（案）第4号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」について提案の趣旨を説明いたします。

道路特定財源制度の堅持に関しては、ここ数年同じ内容の意見書を関係機関に送付しておりますが、去る6月7日の県町村議会議長会の臨時総会において、本県町村の場合、道路への依存度は非常に高い状況にありながら、道路改良率及び舗装率ともに全国平均を大きく下回った道路整備水準であることから、この6月定例会で可決し、一斉に国に要望することで決定したものであります。

今回ここに意見書（案）を提案するものであります。よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

以上で終わります。

日程第6. 質疑・討論・採決（議案第55号・意見書（案）第3号・第4号）

○議長（原田 重治君） 日程第6、質疑、討論、採決を行います。

議案第55号「監査委員の選任について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第55号は原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案に同意することに決しました。

意見書（案）第3号「分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書（案）第3号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第3号は原案のとおり可決されました。

この意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることにいたします。

意見書（案）第4号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書（案）第4号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）——御異議があるようですから起立により採決します。

意見書（案）第4号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、意見書（案）第4号は原案のとおり可決されました。

この意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることにいたします。

日程第7. 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

○議長（原田 重治君） 日程第7、議会運営委員会の閉会中の審査事項についてを議題といたします。

議会運営委員長より議長あてに7月12日から1泊2日の日程で佐賀県玄海町の議会運営状況について調査を行いたい旨申請が来ております。

お諮りします。議会運営委員会においては、7月12日から1泊2日の日程で佐賀県玄海町の議会運営に関する調査並びに本定例会の閉会後に招集される議会定例会、または臨時会の会期、その他、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項を閉会中の審査事項とし、議会運営委員会は閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会については、佐賀県玄海町の議会運営に関する調査並びに本定例会の閉会後に招集される議会定例会、または臨時会の会期、その他、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項を閉会中の審査事項とし、議会運営委員会は閉会中も活動できることに決しました。

日程第8. 議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

○議長（原田 重治君） 日程第8、議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項についてを議題

とします。

お諮りします。広報編集特別委員会については、本定例会に関する広報の編集及び発送事務を閉会中の審査事項とし、議会広報編集特別委員会は閉会中も活動できるようにしたいと思います。これが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、議会広報編集特別委員会については、本定例会にかかわる広報の編集及び発送事務を閉会中の審査事項とし、議会広報編集特別委員会は閉会中も活動できるように決しました。

日程第9. 議員派遣について

○議長（原田 重治君） 日程第9、議員派遣についてを議題とします。

県町村議会議長会主催の幹部議員研修会が7月11日、宮崎市で開催されることになっております。また、先ほど議決をしました議会運営委員会の研修には正副議長も同行することになっております。閉会中の議員派遣については、会議規則第119条の規定により議会の議決が必要ですので、ここでお諮りします。7月11日開催予定の幹部議員研修に正副議長及び常任委員長3名を、また、議会運営委員会の研修に正副議長を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、7月11日の幹部議員研修に正副議長及び常任委員長3名を、また、議会運営委員会の研修に正副議長を派遣することに決しました。

以上ですべての案件を議了しましたが、3月定例会以降の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時38分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時54分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（原田 重治君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成17年第3回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前10時54分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 原田 重治

署名議員 重久 邦仁

署名議員 別府 久光